

第2章 災害予防計画

- 第1節 調査研究の推進（P2-2）
- 第2節 適切な土地利用の推進（P2-3）
- 第3節 建築物・土木施設等の耐震化（P2-6）
- 第4節 防災都市づくりの促進（P2-13）
- 第5節 避難予防対策（P2-16）
- 第6節 自助、共助、連携による防災体制の整備（P2-25）
- 第7節 災害情報体制の整備（P2-38）
- 第8節 医療救護体制の整備（P2-41）
- 第9節 物資及び資機材等の備蓄と輸送（P2-46）
- 第10節 火災予防体制の整備（P2-57）
- 第11節 防災知識の普及（P2-64）
- 第12節 防災訓練（P2-68）
- 第13節 要配慮者の安全対策（P2-72）
- 第14節 風水害等の予防（P2-80）
- 第15節 その他の予防対策（P2-82）

第 1 節 調査研究の推進

■計画の主旨

災害による被害は、その規模とともに地域に固有の自然条件や社会条件と密接に関係するため、その対策も合理性と多様性が求められる。したがって、市の地域特性の詳細把握を主体とする基礎的調査研究を行うとともに、実践的な震災対策を推進するため、自然科学や社会科学などの分野について総合的かつ効果的な調査研究を実施する。

■計画の体系

項目	内容	実施主体	担当
第 1 項 基礎的な調査研究		市	危機管理課
第 2 項 計画的な調査研究の実施		市	危機管理課

■計画の内容

第 1 項 基礎的な調査研究

過去の災害の経験を基礎として、災害の拡大原因となるものは何か、被害を最小限にいくとめる方法は何かを常に調査研究し、災害の防止策の向上を図る。

担当・実施主体	対策内容
危機管理課	・ 阪神・淡路大震災、東日本大震災をはじめとする近年の災害に関する調査研究結果の情報を収集・蓄積する。 ・ 地質地盤環境、災害危険度などの地域特性を詳細に把握し、震災対策の前提資料として関係機関等で随時活用できるよう情報提供を行う。 ・ 地域の災害危険性を総合的かつ科学的に明らかにし、防災対策の効率化を図るため、防災アセスメントの実施について検討する。 ・ 本市の災害に関する地区別特性を明らかにした地区カルテを更新する。 ・ 各種災害における復興事例の調査研究を行う。

第 2 項 計画的な調査研究の実施

解決すべき問題の優先順位を明確化し、また市のレベルで研究すべきテーマを精査した上で、計画的な調査研究を実施していく。

担当・実施主体	対策内容
危機管理課	・ 本市の災害予防のために必要な課題を検討し、解決に向けた事例や手法の研究を進める。 ・ 災害対策は、被災者となる住民の役割も重要であることから、住民が主体となった予防対策事例の把握を進めるとともに、住民による防災活動プログラムを検討する。

第2節 適切な土地利用の推進

■計画の主旨

本市は「入間台地」と呼ばれる洪積の台地上に位置し、台地の一部分は、南西から北東方向に流下する大谷川などの小河川によって開析されている。これらの小河川の周辺には谷底平野が形成されており、河川が運ぶ軟弱な粘土や砂や礫などが堆積している。

用途地域面積では、市街化区域は市域の47.8%を占め、住居系用途地域がその77%に達し住宅都市としての性格が強く、一部には密集した市街地が形成されている。地震による被害を未然に予防又は軽減するためには、土地の地形、地質及び地盤を十分に理解し、その土地の自然特性及び災害特性に適した計画的な土地利用を推進することが必要である。

■計画の体系

項目	内容	実施主体	担当
第1項 土地利用の適正化	1 土地条件の評価	市	危機管理課、都市計画課、企業立地・定住推進課
	2 土地利用の誘導、規制	市	都市計画課、企業立地・定住推進課
第2項 地盤沈下の防止	1 工業用地下水採取の規制	県	県
	2 建築物用地下水採取の規制	県	県
	3 上水道用地下水採取の規制	水道事業所	坂戸、鶴ヶ島水道企業団
第3項	液状化区域の把握と留意	市	危機管理課

表2-1 都市計画用途地域面積

区 分		面積（h a）	割合（％）
総 数		1,773.0	100.0
市街化区域	総 数	846.8	47.8
	第一種低層住居専用地域	97.2	5.5
	第二種低層住居専用地域	18.1	1.0
	第一種中高層住居専用地域	221.4	12.5
	第二種中高層住居専用地域	86.5	4.9
	第一種住居専用地域	181.5	10.2
	第二種住居専用地域	33.0	1.9
	準 住 居 地 域	13.3	0.8
	近 隣 商 業 地 域	5.7	0.3
	商 業 地 域	13.3	0.8
	準 工 業 地 域	39.8	2.2
	工 業 地 域	78.3	4.4
	工 業 専 用 地 域	58.7	3.3
市街化調整区域	総 数	926.2	52.2
	用 途 地 域 の 指 定 な し	926.2	52.2

（令和3年3月25日現在）

■計画の内容

第1項 土地利用の適正化

1 土地条件の評価

土地条件に関する基礎調査を進めるとともに情報を公開し、土地利用に関する住民と行政の共通理解を促進する。

担当・実施主体	対策内容
危機管理課 都市計画課 企業立地・定住推進課	(1) 土地自然情報の整備 ・土地利用に関する調査や国土基本図の適宜更新等、土地利用・都市計画に関する情報の整備を図る。 (2) 災害強度評価の実施 ・上記の情報をを用いて、対象とする土地の地震に対する強度を様々な観点から評価し、防災カルテ等を作成し公開する。 (3) 情報の公開 ・土地自然に関する情報や評価結果を広く住民に対して公開することにより、住民の意識を啓発し、住民と行政が協力した適正な土地利用を推進する。

2 土地利用の誘導、規制

限られた資源である土地を有効に活用し、住民が安全に暮らせるよう、土地利用の適切な規制誘導を図る。

担当・実施主体	対策内容
都市計画課 企業立地・定住推進課	(1) 総合的な土地利用の促進 (2) 土地利用に係る制度の適切な活用・運用 (3) 適切な開発指導・建築指導

第2項 地盤沈下の防止

広域的な低地化をもたらす地盤沈下は、地震災害の被害を増大させる可能性があるため、地下水の過剰揚水を規制し、地盤沈下の進行を停止させることを目標とする。ただし、市防災計画に位置付けられた震災時の消火用水、生活用水等に利用する防災井戸については、上記の規制の範囲外とする。

1 工業用地下水採取の規制

担当・実施主体	対策内容
県	・埼玉県生活環境保全条例によって規制を実施している地域に含まれており、地下水の採取について規制している。地盤沈下の抑制や地下水の保全を目指して、地下水の採取量を抑制するとともに地下水のかん養に取り組む。

2 建築物用地下水採取の規制

担当・実施主体	対策内容
県	・建築物用地下水とは、建築物の冷暖房用、水洗便所用及び自動車洗車用等 に使用される地下水の総称であり、埼玉県生活環境保全条例によって、地下 水の採取について規制している。地下水のかん養を図るため、雨水の有効利 用を推進するとともに、雨水が浸透しやすい素材や構造のものを使用するな ど、雨水の地下浸透を促進する。

3 上水道用地下水採取の規制

担当・実施主体	対策内容
坂戸、鶴ヶ島水道企業団 水道事業所	・埼玉県生活環境保全条例により井戸の新設は規制を受けていることから、現 状の地下水確保に努めるとともに、減少する取水量は、埼玉県営水道用水供 給事業へ転換を図り、水源を確保する。

第3項 液状化区域の把握と留意

本市の大部分は、入間台地に位置していることから、液状化の可能性は極めて低いと考えられるが、大谷川等の小河川沿いは、谷底平野が形成されていることから、液状化の可能性がないか、把握、検討していくことも大切である。

担当・実施主体	対策内容
危機管理課	・河川沿いの低地部分について、継続的に状況を把握し、液状化の可能性に留 意する。 ・液状化に関する情報把握を進める。

第3節 建築物・土木施設等の耐震化

■計画の主旨

防災上重要となる公共建築物、ライフライン施設、交通施設、河川及びその他の公共土木施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動、また地震発生後の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。本計画で想定する地震では、木造建築物、ブロック塀、上下水道、都市ガスなどに被害が大きく出ることが想定されている。

このため、市では耐震診断・耐震改修を順次実施し、令和2年度末現在、学校・体育館等の市有特定建築物の耐震化率は100%となっている。引き続き「建築物の耐震改修の促進に関する法律」等に基づき、耐震性の強化及び被害軽減のための対策を推進する。

■計画の体系

項目	内容	実施主体	担当
第1項 建築物	1 一般建築物の耐震化等	事業所・住民	危機管理課、都市計画課、企業立地・定住推進課
	2 公共建築物等耐震化	市・防災関係機関	施設所管課、防災関係機関
	3 応急危険度判定等体制の整備	市	都市計画課、企業立地・定住推進課
第2項 公共土木施設	1 道路施設	市	道路建設課
	2 水路及び雨水幹線 (公共下水道)	市	都市計画課、企業立地・定住推進課、道路建設課、坂戸、鶴ヶ島下水道組合
第3項 ライフライン	1 電気施設	電気事業所	東京電力パワーグリッド株式会社 川越支社
	2 ガス施設	ガス事業所	坂戸ガス株式会社 武州ガス株式会社 一般社団法人 埼玉県LPガス協会 坂戸支部
	3 上水道施設	水道事業所	坂戸、鶴ヶ島水道企業団
	4 下水道施設	下水道事業所	坂戸、鶴ヶ島下水道組合
	5 通信施設	通信事業所	東日本電信電話株式会社 埼玉事業部

■計画の内容

第1項 建築物

1 一般建築物の耐震化等

ここでは、所有者又は使用者が防災関係機関でない建築物を一般建築物と定義する。一般建築物の耐震化等は、所有者又は使用者の責務として行うものとする。

担当・実施主体	対策内容
危機管理課 都市計画課 企業立地・定住推進課 事業所 住民	(1) 建築指導等 ・建築物全般（建築設備を含む。）及び特定の工作物（一定の高さ以上の擁壁、広告塔及び遊戯施設）の安全性の確保のため、建築基準法に基づく建築確認申請の審査等を通じ、県と連携し指導を行う。 (2) 耐震化対策 ・一般建築物の耐震性向上の促進を図るため、建築物の所有者又は使用者に対して、耐震診断及び耐震改修等の重要性について啓発するとともに、建築物の耐震化のために必要な情報の提供を行う。 ・駅及び商業施設等不特定多数の者が使用する施設及び要配慮者に関わる一定規模以上の社会福祉施設や、医療施設等について耐震性の確保に特に配慮する。 ・住民等の建築物の耐震診断、改修等に関する相談に対し、助成制度の案内や助言などを適切に実施する。 ・市は県と連携して、震災時において物資の輸送、避難等の機能を確保するため、道路を塞ぐおそれのある建築物の実態把握に努める。 (3) ブロック塀の倒壊防止対策 ・県と協力し、地震によるブロック塀（石塀を含む）の倒壊を防止するため以下の施策を推進する。 ア 市街地内のブロック塀の実態調査 ・避難路、指定緊急避難場所及び通学路等を中心にブロック塀の実態調査を行い、倒壊危険箇所の把握を行う。 イ ブロック塀の倒壊防止に関する普及・啓発 ・ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保の必要性について、広く住民に対し啓発を図る。 ウ 点検・改修等に関する指導 ・ブロック塀を設置している住民に対し、点検を行うよう指導するとともに、実態調査に基づき危険なブロック塀に対しては改修及び生け垣化等を奨励する。 (4) 窓ガラス等の落下防止対策 ・県と協力し、地震時に建築物の窓ガラス、外壁タイル及び屋外広告物等の落下による危険を防止するため、以下の施策を推進する。 ア 落下防止に関する普及・啓発 ・建築物の所有者又は管理者に対し、窓ガラス、外壁タイル及び屋外広告物等の落下防止対策の重要性について啓発を行う。 イ 改修等の指導

担当・実施主体	対策内容
	・落下のおそれのある建築物について、その所有者又は管理者に対し改修を指導する。 ウ 緊急輸送道路沿道等における落下対象物の実態把握 ・市は県と連携して、緊急輸送道路等に面する落下対象物の地震に対する安全性に関する実態の把握に努める。 (５) 不燃化等の促進 ・市街地が連続して木造住宅が密集している地域は延焼の危険性が高いため、こうした地域を中心に不燃化対策を推進する。 ・市街地における火災の危険を防除するため、都市計画法に基づく防火地域又は準防火地域の指定を促進し、不燃性・難燃性の高い建築物を誘導し、市街地の不燃化等の促進を図る。 (６) 自動販売機の転倒防止対策 ・県及び関係団体と連携し、地震時に自動販売機の転倒による危険を防止するため、安全性の確保に係る対策を推進する。 (７) エレベーターにおける閉じ込め防止対策 ・市及び県は、エレベーターを有する建築物の所有者又は使用者に対し、震災発生時のエレベーター閉じ込め対策について啓発し、保存水、食料、簡易トイレ等を備えたエレベーター用防災用品の整備を促進する。

2 公共建築物等耐震化

ここでは、市、県、防災関係機関が所有又は使用する建築物を公共建築物等と定義する。公共建築物等のうち特に防災上重要な建築物について、以下の対策を講じるものとする。

担当・実施主体	対策内容
施設所管課 防災関係機関	(１) 市有建築物の耐震化 ・公共建築物等の耐震性の強化並びに不燃化について、県の公共建築物等の耐震化対策に準じ、県の指導に基づき実施する。 (２) その他防災関係機関の所有又は使用する建築物の耐震化 ・防災関係機関は、所有又は使用する建築物等の耐震性の強化を図る。

3 応急危険度判定等体制の整備

担当・実施主体	対策内容
都市計画課 企業立地・定住推進課	・県と協力し、地震発生後の余震等による建築物の二次災害の防止の判定や防災上重要な建築物の利用の可否等についての判定を行うために、応急危険度判定及び被災宅地危険度判定体制の整備を図る。

第2項 公共土木施設

公共土木施設として、道路施設、水路及び雨水幹線（公共下水道）について、以下にその耐震化計画を示す。

1 道路施設

市が管理する橋梁に関し、老朽化した橋については架替え、補強等を推進するとともに、既設橋梁の落橋防止対策を進め、震災時の避難及び緊急物資の輸送に支障のないようにする。対策の実施に当たっては、地震被害想定調査の結果を参考とする。

担当・実施主体	対策内容
道路建設課	（1）耐震点検 ・地震被害、都市化の進展、技術の研究成果などにより、橋梁等道路構造物の耐震点検を行い、その結果に基づいて補強及び耐震対策の強化を図っていく。 （2）耐震補強、落橋防止対策等の実施 ・橋脚の補強・落橋防止及び新設橋の設計については、道路橋示方書（道路橋の耐震設計基準）を参考とする。

2 水路及び雨水幹線（公共下水道）

担当・実施主体	対策内容
都市計画課 企業立地・定住推進課 道路建設課 坂戸、鶴ヶ島下水道組合	・普段から市内を流れる水路及び大谷川雨水幹線等（公共下水道）における管理施設の状況に注意し、関係機関との連絡を密にして、地震に起因する災害等の発生を未然に防ぐことに努める。

第3項 ライフライン

ライフライン施設として、電気施設、ガス施設、上下水道施設及び通信施設について、以下にその耐震化計画を示す。

1 電気施設

現在の都市機能は電気によって支えられている割合が高いため、停電による住民生活への影響は甚大なものとなる。そのため、電力施設に関しては、耐震性を強化するとともに、施設に被害が発生しても代替施設が機能することによって影響を最小限に食い止め、復旧が速やかに行われるよう備える。

担当・実施主体	対策内容
東京電力パワーグリッド株式会社 川越支社 電気事業所	(1) 設備強化対策 - 各設置所管箇所は、法令、基準等との規定を遵守することはもとより、既往災害例を参考とした各設備の強化対策に万全を期するものとする。 - 各設備所管箇所は、平常時の設備巡視・点検等を通じ電力設備の維持、管理に努めるものとする。 (2) 要員の確保対策 - 総支社及び現業機関等、本（支）部設置箇所は、いつでも要員の呼集、動員ができるように連絡経路を確立させておかなければならない。 (3) 資材等の確保対策 - 総支社及び現業機関等、本（支）部設置箇所は、非常災害に備え、平常時から復旧用資材、工具、消耗品、車両、船艇等の確保又は整備に努めるものとする。 (4) 宿泊施設、食料の確保対策 - 総支社及び現業機関等、本（支）部設置箇所は、非常災害に備え、平常時から宿泊施設、食料の確保対策及び衛生対策に努めるものとする。 (5) 復旧作業の迅速化対策 - 倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、市、電気通信事業所など相互の連携の拡大に努めるものとする。

2 ガス施設

ガスは熱源としてのみならず、一部では空調設備などの動力源としても使用されており、ライフライン機能としての重要度は高まっている。一方、ガスには爆発の危険性があることから、ガス施設の被害による漏洩を食い止めるとともに、万一、漏洩が生じた場合には二次災害防止のために、迅速かつ慎重に対処する必要がある。また、都市ガスの場合には復旧に日数を要する可能性もあるので、代替エネルギーによる復旧を考慮する。

担当・実施主体	対策内容
坂戸ガス株式会社 武州ガス株式会社 ガス事業所	(1) 都市ガス ア 管路の耐震性強化 都市ガス管路のうち中圧導管などの主要管路は耐震性が高いが、低圧導管では弱い部分がある。したがって、耐震性の弱い低圧導管は、順次計画的に耐震性、耐腐食性に優れたポリエチレン管に取替えを進める。

	イ 供給系統のブロック化 ・都市ガスでは、低圧導管網をブロック化し、ブロック内の低圧導管が被害を受けた場合には、当該ブロックへのガス供給を遮断して二次災害を防止するとともに、他ブロックにおいてはガスの供給継続に努める。 ・ガス供給の緊急遮断は、中圧導管の要所要所に配置するガバナ（圧力調整器）で停止する。また、中圧導管網が被害を受けた場合には、中圧導管網のブロックでガス供給を停止する。 ウ 応急復旧用資機材、人員の確保 ・被害発生に備え、最低限の応急復旧に必要な資機材を備蓄し、復旧要員を動員できる体制を構築している。さらに、想定以上の被害の場合には、同業他社から資機材の補給や応援要員の派遣が得られるように、業界内に体制が構築されている。
一般社団法人 埼玉県ＬＰガス協会 坂戸支部 ガス事業所	(２) ＬＰガス ・市内での供給件数が多いＬＰガスは、被災しても個別的な被害になるため、都市ガスに比較して復旧が容易ではあるが、以下のような災害予防対策を講じておく。 ア 各戸における供給遮断 ・ＬＰガスの需要家には、200ガル（震度５程度）を感知すると瞬時にガスを遮断するマイコンメーターを設置する。 イ 転倒防止措置の徹底 ・地震動によってＬＰガスのボンベが転倒することがないように、チェーン等による固定を十分に行う。

3 上水道施設

上水道施設は、県が管理する取導水施設、浄水施設、送水施設、坂戸、鶴ヶ島水道企業団が管理する取導水施設、浄水施設、送水施設、配水施設とに大別され、原則として、県及び坂戸、鶴ヶ島水道企業団はそれぞれが管理する施設の対策を行う。

担当・実施主体	対策内容
坂戸、鶴ヶ島水道企業団 水道事業所	・浄水施設や配水施設などの耐震化を計画に基づき推進する。管路においては、口径300mm以上の配水管を、経過年数、管路の状態や地盤の良否等を考慮し、優先度の高いものから順次耐震性の優れた管種に更新する。

4 下水道施設

地震によって下水道に被害が生じた場合、被災後の住民生活において衛生面の環境悪化が懸念されるため、以下の災害予防対策を推進する。

担当・実施主体	対策内容
坂戸、鶴ヶ島下水道組合 下水道事業所	・管渠等の新設に当たっては、現行耐震基準を満たすように設計を行うとともに既存の管渠のうち耐震設計されていない部分については、緊急輸送路下など重要な管渠から順次、補強工事を検討する。また、地盤の液状化が予想される地域においては、マンホールの抜け上がり等の被害を防止する対策工法の検討、排水設備を含めた末端管渠の被害が直接生活に影響することから、対策を検討する。

5 通信施設

災害時においても重要通信の確保ができるよう平素から設備の防災構造化を実施し、かつ通信伝送路の整備拡充を図るとともに、災害に強い設備づくりに努める。

担当・実施主体	対策内容
東日本電信電話株式会社 埼玉事業部 通信事業所	(1) 通信設備の耐震化強化 ア 建物 ・関東大震災級の地震に耐えられる独自の構造設計指針により耐震設計を行う。 イ 建物内設備 ・建物内に設置する電話交換機、伝送、無線及び電力等の機器は振動による倒壊損傷を防止するため補強措置を実施する。 ・災害により商用電源が停電した場合でも自家用発電機、蓄電池、移動電源設備により電源を確保する。 ウ 建物外設備 ・耐震性の高い洞道（通信ケーブル専用）の建設を行い、逐次地下ケーブルをこれに収容する。 ・橋梁添加ケーブルには、二次的災害の被害を想定して耐火防護及び耐震補強を進める。 ・隣接構造物に対しての防護及び火災、事故等による損傷を考慮し地中化を促進する。 (2) 復旧作業の迅速化対策 ・倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けて、市、電気事業所など相互の連携の拡大に努めるものとする。

第4節 防災都市づくりの促進

■計画の主旨

延焼の危険性は、基本的には、道路の拡幅、公園、緑地など空地の確保や建物の不燃化など市街地内に延焼遮断空間を確保することによって改善される。地震被害想定調査の結果では、炎上出火数及び焼失数は少ないが、密集市街地では、延焼による被害が拡大することもあると考えられる。

そのため、長期的な視野から都市計画及び各種の都市基盤の事業計画等を定め、それに基づき、事業を推進し、まちの不燃化を図るとともに、建物自身の不燃化を進める。

■計画の体系

項目	内容	実施主体	担当
第1項 防災都市づくり		市	都市計画課、企業立地・定住推進課
第2項 市街地の整備	1 計画的な都市基盤整備	市・事業所・住民	都市計画課、企業立地・定住推進課
	2 総合的・一体的な整備の推進	市・事業所・住民	都市計画課、企業立地・定住推進課、区画整理課
	3 道路整備の推進	市	都市計画課、企業立地・定住推進課、道路建設課
第3項 建物の不燃化	1 屋根不燃化区域の指定	市	都市計画課 企業立地・定住推進課
第4項 オープンスペース等の確保	1 公園の整備	市	都市計画課、企業立地・定住推進課
	2 緑地・農地の保全	市	産業振興課、都市計画課、企業立地・定住推進課

■計画の内容

第１項 防災都市づくり

担当・実施主体	対策内容
都市計画課 企業立地・定住推進課	・「都市における震災の予防に関する計画」を必要に応じ策定し、各種事業を総合的に展開するとともに、防災に配慮した計画的な土地利用を図り、震災に強い都市づくりを推進する。

第２項 市街地の整備

１ 計画的な都市基盤整備

担当・実施主体	対策内容
都市計画課 企業立地・定住推進課 事業所 住民	・都市再生特別措置法、立地適正化計画など国・県等の動向や社会的な要請を見据えた諸制度の機動的な活用・運用を行う。また、既決定の都市計画についても、当該計画を取り巻く状況や社会情勢等の変化を踏まえた見直しを適宜、適切に進める。

２ 総合的・一体的な整備の推進

担当・実施主体	対策内容
都市計画課 企業立地・定住推進課 区画整理課 事業所 住民	(１) 市街地整備手法の理解の促進 ・都市計画、緑地保全等の各種制度について、防災の視点も含めて、住民の理解を高める啓発を進める。 (２) 土地区画整理事業等の推進 ・土地区画整理事業により、都市基盤の整った安全なまちづくりを進める。 (３) 地区計画の推進 ・地区計画等を活用し、壁面の位置の制限、かき又はさくの構造の制限、建築物等の高さの最高限度等を定めることにより、防災性を備えた都市づくりを誘導する。

３ 道路整備の推進

担当・実施主体	対策内容
都市計画課 企業立地・定住推進課 道路建設課	・延焼遮断帯となる広幅員道路の整備や街路樹の維持管理を推進する。

第3項 建物の不燃化

市街地が連続して木造住宅が密集している地域では、延焼の危険性が高いため、このような地域を中心に、不燃化対策を推進する。

1 屋根不燃化区域の指定

担当・実施主体	対策内容
都市計画課 企業立地・定住推進課	・防火・準防火地域以外の市街地における木造建築物の屋根の構造は、延焼火災を防止するため、建築基準法に基づき屋根を不燃材料で造り又は葺かなければならない区域として県が指定しており、屋根及び外壁の不燃化を促進する。

第4項 オープンスペース等の確保

災害発生時に、避難者の安全確保と災害応急活動の円滑化に資するとともに、火災の延焼防止効果を高めるため、公園の整備や緑地等の保全を行い、都市にオープンスペースを確保する。

1 公園の整備

都市公園は、都市において緑のオープンスペースとして、住民のレクリエーションやスポーツ等の場として重要な役割を果たすと同時に、地震災害時における延焼防止あるいは避難地として防災上重要な役割を持っているため、以下の対策を推進する。

担当・実施主体	対策内容
都市計画課 企業立地・定住推進課	・災害時に指定緊急避難場所あるいは仮設住宅用地となることを想定し、整備を行う。 ・小規模な公園も含めて都市公園の整備を積極的に推進する。

2 緑地・農地の保全

担当・実施主体	対策内容
産業振興課 都市計画課 企業立地・定住推進課	・都市近郊の緑地及び市街化区域内農地は、大地震発生時に火災の延焼防止に大きな効果があり、また井戸等の農業用施設の活用など重要な役割が期待されるため、生産緑地地区指定の拡大や先行的な取得及び保全等を促進する。

※資料

●都市公園の現状（P資-1）

第5節 避難予防対策

■計画の主旨

本市は表2-2に示すように、現在25か所の指定緊急避難場所(*1)があり、小・中学校、高等学校及び市民センター等の22か所に指定避難所(*2)の設置を予定している。指定緊急避難場所の収容人員は約11万人であり、市の人口の1.6倍、指定避難所の収容人員は約0.4万人である。関東平野北西縁断層帯地震(破壊開始点:中央)による被害想定では、ピーク時の避難者数約962人としていることから、指定緊急避難場所及び指定避難所とも収容量は十分にある。しかし、密集した市街地では公共施設が少ないため、指定緊急避難場所及び指定避難所と自治会、地域支え合い協議会、防災組織の区域割りの検討も必要である。また、市民センター及び女性センターは指定避難所の他に、地震など大規模災害においては「福祉避難所」、台風など風水害においては「自主避難所」としての役割を果たすとともに、災害規模や種類など状況によって臨機に開設される。

避難に関しては、住民との協議により、身近で安全な場所、指定緊急避難場所、指定避難所という段階的な避難施設と避難ルートの確保、周知を図るとともに、平常時からこれらの施設の安全性を確保する。

■計画の体系

項目	内容	実施主体	担当
第1項 避難計画の策定	1 避難計画の策定	市・事業所・自治会・地域支え合い協議会・自主防災組織	危機管理課
	2 発災前の避難決定及び住民への情報提供	市	危機管理課
	3 防災上重要な施設の避難計画	事業所	事業所
	4 学校等の避難計画	学校・保育所・学童施設	こども支援課 学校教育課
第2項 指定緊急避難場所及び避難路の選定	1 指定緊急避難場所の選定	市・自治会・地域支え合い協議会・自主防災組織	危機管理課
	2 避難路の選定	市	危機管理課 道路建設課
	3 指定避難所の選定	市	危機管理課
	4 指定避難所における生活環境の確保	市	危機管理課、地域活動推進課、市民センター、女性センター、海洋センター
	5 避難所運営計画の策定	市	危機管理課
	6 住民への周知	市	危機管理課
	7 避難所開設・運営マニュアルの作成	市	危機管理課

【* 1 指定緊急避難場所】

- ・市は、地震、洪水、内水氾濫、大規模火災などの災害が発生した際に、切迫した危険回避又は、住民の一時集合・待機場所として使用するため、指定緊急避難場所を事前に選定確保する。

(指定基準) 埼玉県地域防災計画から一部抜粋

地震以外の災害を対象とする避難場所は、次の a、b の条件を満たすこと

地震を対象とする避難場所については、次の a～d の全ての条件を満たすこと

- a) 切迫した状況において、速やかに開設される管理体制を有していること
- b) 他の法律等により危険区域や更なる災害発生のおそれがない区域に立地していること
- c) 耐震基準を満たしており、安全な構造であること
- d) 地震の揺れに対し、危険を及ぼす建築物や工作物等がないこと

【* 2 指定避難所】

- ・市はあらかじめ指定避難所（避難生活に特別な配慮が必要な住民を収容する福祉避難所を含む）を指定する。

(指定基準) 埼玉県地域防災計画から一部抜粋

- ・原則として、町会（又は自治会）又は学区を単位として指定すること。
- ・原則として、耐震性・耐火構造の公共建物等（学校、公民館等）を指定すること。
- ・建築非構造部材の耐震化（天井材や照明器具の落下防止、外壁（モルタル、ALC板等）の剥離・落下防止、ガラスの飛散等の防止、既存の書架等の転倒防止等）対策が行われていること。
- ・余震等による落下物（天井材、照明等）など、二次災害のおそれがない場所が確保できること。
- ・避難者等が長期滞在することも想定し、十分な面積を有する施設であること。
- ・発災後、被災者の受入れや物資等の配布が可能な施設であること。
- ・物資等の運搬に当たる車両の入・出庫が比較的容易な場所にあること。主要道路等との緊急搬出入アクセスが確保されていること。
- ・二次災害などのおそれがないこと、立地条件や建物構造等を考慮し、安全性が十分確保されていること。
- ・環境衛生上、問題のないこと。

- ・指定避難所に指定する建物は、耐震性を確保するとともに換気、照明、避難者のプライバシーの確保等、避難生活が良好に保たれるよう配慮する。
- ・指定避難所には、食料や仮設トイレ等の備蓄や通信設備・機器、テレビ、ラジオ等の必要な資機材、台帳等を整備する。
- ・指定避難所は、入浴施設の設置など、避難の長期化に応じた避難所環境の整備に努めるとともに、電源や燃料の多重化（非常用電源の配備や再生可能エネルギーの導入など）を含む停電対策に努める。

※「自主避難所」とは主に台風などの風水害で自宅にすることが不安な方を受け入れる想定をしています。必ず開設されるものではなく市の判断で開設します。

表 2-2 指定緊急避難場所・指定避難所の現状

No.	施設名	屋内面積 (㎡)	屋外面積 (㎡)	屋内収容 人員 (人)	屋外収容 人員 (人)	指定 避難所
1	鶴ヶ島市立鶴ヶ島第一小学校	626	8,267	178	3,306	○
2	鶴ヶ島市立鶴ヶ島第二小学校	817	9,814	233	3,925	○
3	鶴ヶ島市立新町小学校	717	11,119	204	4,447	○
4	鶴ヶ島市立杉下小学校	714	9,080	204	3,632	○
5	鶴ヶ島市立長久保小学校	733	10,521	209	4,208	○
6	鶴ヶ島市立栄小学校	839	12,193	239	4,877	○
7	鶴ヶ島市立藤小学校	742	11,785	212	4,714	○
8	鶴ヶ島市立南小学校	723	11,099	206	4,439	○
9	鶴ヶ島市立鶴ヶ島中学校	921	12,798	263	5,119	○
10	鶴ヶ島市立藤中学校	1,252	18,284	357	7,313	○
11	鶴ヶ島市立富士見中学校	725	13,574	207	5,429	○
12	鶴ヶ島市立西中学校	1,091	18,822	311	7,528	○
13	鶴ヶ島市立南中学校	1,012	14,600	289	5,840	○
14	埼玉県立鶴ヶ島清風高等学校	1,794	26,787	512	10,714	○
15	鶴ヶ島市富士見市民センター	164	1,545	46	618	○
16	鶴ヶ島市大橋市民センター	167	1,718	47	687	○
17	鶴ヶ島市西市民センター	173	1,514	49	605	○
18	鶴ヶ島市東市民センター	389	2,265	111	906	○
19	鶴ヶ島市南市民センター	183	1,173	52	469	○
20	鶴ヶ島市北市民センター	157	588	44	235	○
21	鶴ヶ島市女性センター	252	856	72	342	○
22	鶴ヶ島海洋センター	108	4,457	30	1,782	○
23	脚折近隣公園	0	16,224	0	6,489	
24	富士見中央近隣公園	0	31,155	0	12,462	
25	鶴ヶ島南近隣公園	0	23,464	0	9,385	
合 計		14,299	273,702	4,075	109,471	

※収容人員（屋内）・・・小・中学校、高等学校については、学校機能を維持しつつ避難所として
使用できる部分ということで、屋内運動場の面積を1人当たり3.5㎡で除
して積算した。

※収容人員（屋外）・・・屋外面積を1人当たり2.5㎡で除して積算した。

■計画の内容

第1項 避難計画の策定

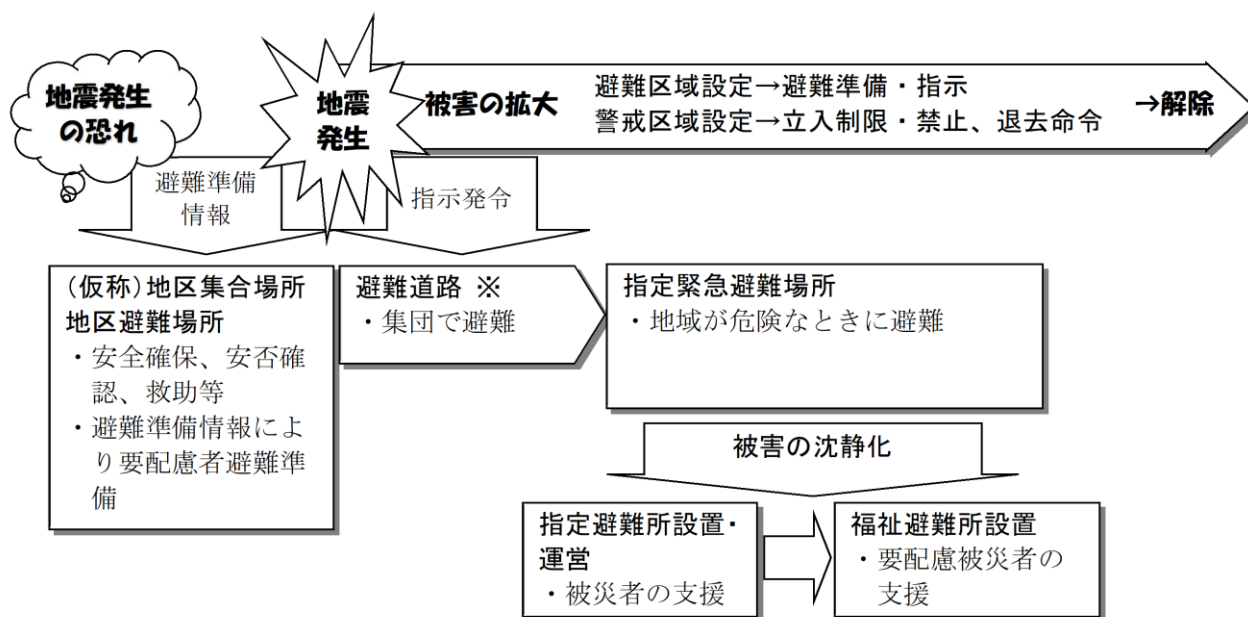
1 避難計画の策定

住民の避難及び避難所の設置と活用方法等を明らかにした避難計画を策定する。

担当・実施主体	対策内容
危機管理課	・高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保等について、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や避難指示等を発令するために必要な判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成する。また、浸水等のリスクを考慮した上で、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、必要に応じて、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。 ・避難に当たっては、住民等自身が避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴うなど、やむを得ないと判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。 (1) 避難計画 ・次の事項に留意して避難計画及び避難所運営マニュアルを作成するとともに、自治会・地域支え合い協議会・自主防災組織を通じて、避難組織の確立に努める。 (1) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保等の基準及び伝達方法 (2) 指定緊急避難場所の名称、所在地、対象地区及び対象人口 (3) 指定緊急避難場所への避難路及び誘導方法 (4) 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項 (5) 指定避難所の管理・運営に関する事項 (6) 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項 (2) 洪水等に対する住民の警戒避難体制 ・洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。また、避難指示等の発令対象区域については、細分化しすぎると、かえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して指示したり、屋内での安全確保措置の区域を示して指示したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。 (3) 局地的短時間豪雨 ・避難指示等の発令の際には、指定緊急避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、

	躊躇なく避難指示等を発令するものとする。
事業所 自治会 地域支え合い協議会 自主防災組織	- 各組織は、災害時の避難路、指定緊急避難場所、避難方法を明らかにした避難計画を作成する。 - 避難計画を作成するために、地域の危険個所や安全なルートの点検を行うとともに、避難訓練を実施する。 - 住民に身近な避難、安否確認、救助活動の場となる（仮称）地域の集合場所や地域の避難場所を確保する。

図 2-1 避難の考え方の例



※避難道路：県緊急輸送道路及び市緊急輸送道路（P 2-56 図 2-3）を避難道路として活用する。

2 発災前の避難決定及び住民への情報提供

担当・実施主体	対策内容
危機管理課	- 台風、豪雪、洪水等は、被災までに一定の時間があり、予見性が高い。熊谷地方気象台など専門機関からの情報に基づき、発災前の早い段階における避難決定や、住民避難に資する情報提供を実施するよう努める。 - 住民に対しては、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を周知し、理解と協力を得る。

3 防災上重要な施設の避難計画

事業所は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

病院、工場、危険物保有施設及びその他防災上重要な施設の管理者は、以下の事項に留意して避難計画を作成し、避難の万全を期する。

担当・実施主体	対策内容
病院	・患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、収容施設の確保、移送の実施方法等
高齢者、障害者及び児童施設等	・地域の特性等を考慮した上で、指定緊急避難場所、避難路、時期及び誘導並びに収容施設の確保、給食等の実施方法等
駅及び商業施設等不特定多数の者が使用する施設	・地域の特性や人間の行動、心理の特性を考慮した上で、指定避難所、避難路、時期及び指示伝達の方法等
工場、危険物保有施設	・従業員・住民の安全確保のための避難方法、市・警察署・消防本部との連携等

4 学校等の避難計画

学校等においては、多数の園児、児童及び生徒を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、学校等の実態に即した適切な避難対策を立てる。

担当・実施主体	対策内容
こども支援課 学校教育課 学校 保育所 学童施設	(1) 防災体制の確立 ア 防災計画 ・地震災害が発生した場合に園児、児童及び生徒の生命の安全を確保するため防災計画を作成する。この計画作成に当たっては、公立小中学校管理規則に従って計画化される学校の防火及び警備の計画との関連を図る。 イ 防災組織 ・学校等においては、地震災害の特殊性を考慮した防災組織の充実強化を図る。その際、市並びに防災関係機関との連携を図り、二次災害の発生に対しても、その機能を十分発揮できる防災組織を育成する。 ウ 施設及び設備の管理 ・学校等における管理は、人的側面及び物的側面から、その本来の機能を十分に発揮し適切に行う。 エ 防火管理 ・地震災害での二次災害を防止するため防火管理に万全を期する。 (2) 避難誘導 ・学校等は、長時間にわたって多数の園児、児童及び生徒の生命を預かるため、常に安全の確保に努め、状況に即応的確な判断のもとに統一のとれた行動がとれるようにする。 ・避難誘導マニュアルを策定し、教職員はその運用に精通しておくとともに、日ごろから避難訓練を実施し園児、児童、生徒に災害時の行動について周知しておく。 ・市防災計画に基づき、消防本部、消防団、警察署、市及び自治会等と密接な連携のもとに、安全の確認に努めるとともに、指定避難所等については、保護者に連絡し周知徹底を図る。 (3) その他 ・私立学校等は、この対策に準じて自主的に対策を立てるよう助言する。

第2項 指定緊急避難場所及び避難路の選定

1 指定緊急避難場所の選定

担当・実施主体	対策内容
危機管理課	・今後、新たな指定緊急避難場所の設置（指定）が望まれる地区においては、以下の基準により指定緊急避難場所を選定する。 ① 指定緊急避難場所における避難者1人当たりの必要面積は、おおむね2.5㎡以上とする。 ② 指定緊急避難場所は、要避難地区のすべての住民を収容できるよう配慮する。 ③ 指定緊急避難場所は、木造建築物密集地帯と接することのないよう配慮する。 ④ 指定緊急避難場所は、浸水などの危険のないところとする。
自治会 地域支え合い協議会 自主防災組織	・災害時に地域住民が安否確認、救助等の活動を行うために集合場所を検討し確保する。

2 避難路の選定

担当・実施主体	対策内容
危機管理課 道路建設課	・県緊急輸送道路及び市緊急輸送道路（P 2-56 図2-3）を避難路として活用する。

3 指定避難所の選定

担当・実施主体	対策内容
危機管理課	（1）指定避難所 ・以下の公共施設に設置する。 ① 学校：市立小・中学校、県立鶴ヶ島清風高等学校 ② 市民センター ※併設する児童館及び図書館分室についても使用可 ③ その他の施設：女性センター、鶴ヶ島海洋センター ・避難所は避難所運営マニュアルに基づき運営するが、地域対応部職員、当該施設職員、当該地域の自治会、地域支え合い協議会、自主防災組織の交流を推進する中で、マニュアルについて周知を図る。 （2）福祉避難所 ・福祉避難所は、避難所における生活が困難な要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児世帯等）の生活を支援するために、以下の公共施設に設置する。 ① 市民センター、県立鶴ヶ島清風高等学校 ② 女性センター、老人福祉センター ③ 民間（協定先）福祉施設 （②～③の施設は、①の開設が困難な場合、又は①における生活が困難な要配慮者がいる場合を想定する。） ・その他の施設については、福祉避難所開設に必要な協定を締結する。

4 指定避難所における生活環境の確保

担当・実施主体	対策内容
危機管理課 地域活動推進課 市民センター 女性センター 海洋センター	・指定避難所に指定する建物は、耐震性を確保するとともに、換気、照明、避難者のプライバシーの確保等、避難生活が良好に保たれるよう配慮するものとする。 ・指定避難所には、食料、保存水、常備薬、マスク、消毒液、炊き出し用具、毛布等の避難生活に必要な物資の備蓄に努める。 ・貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、テレビ、ラジオ、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。 ・指定避難所は、避難の長期化に応じた避難所環境の整備に努めるとともに、電源や燃料容量の拡大や多重化（非常用電源の配備、系統電源以外の電源確保、再生可能エネルギーの導入など）を含む停電対策に努める。 〈避難所環境の整備・電源や燃料の多重化例〉 ・L Pガス、都市ガス、石油系など多様な燃料を使用する炊出用調理器具、空調設備、給湯入浴用施設の設置 ・停電対応型空調機器の設置 ・ガスコージェネレーションの設置 ・太陽光発電や蓄電池 ・ソーラー付L E D街灯

5 避難所運営計画の策定

担当・実施主体	対策内容
危機管理課	・避難所運営計画の見直しを行い、実効性の高い計画とするよう特に以下の点に留意する。 ① 避難所の開設手順（夜間、休日等を中心に） ② 避難所単位での物資・資機材の備蓄 ③ 避難所の開設・運営体制 ④ 福祉避難所の設置 ⑤ 災害対策本部との情報連絡体制 ⑥ 避難長期化の場合の教育活動との共存及び教職員と市職員の役割分担 ⑦ 被災者の自立支援 ・指定緊急避難場所や指定避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

6 住民への周知

担当・実施主体	対策内容
危機管理課	・指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路等について、避難誘導標識等を整備し、市外からの地理感のない者に対しても場所がわかるよう配慮するとともに、あらかじめ、以下のことについて住民に周知を図っておくものとする。 ① 指定緊急避難場所や指定避難所の場所、避難経路、災害危険箇所、浸水想定区域、内水氾濫箇所等の所在 ② 命に危険が迫る緊急避難の場合は、携帯品を、貴重品、若干の食料、最低限の身の回り品等、避難に支障を来たさない最小限度のものにすること。 ③ 夜間又は停電時の避難に備え、日頃から懐中電灯、非常灯などを準備すること。 ・なお、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。

7 避難所開設・運営マニュアルの作成

担当・実施主体	対策内容
危機管理課	・災害時における避難所の迅速かつ円滑な管理・運営等を図るため県が策定した「避難所の運営に関する指針」に基づき、住民、施設管理者、その他関係機関とともに、地域の実情に応じた適切なマニュアルの作成に努める。

第6節 自助、共助、連携による防災体制の整備

■計画の主旨

災害から一人でも多くの命を守るために最も重要なのは、第一に「自らの身の安全は自らで守る」という「自助」の考え方、第二に、地域や身近にいる人同士が助け合って取り組む「共助」の考え方である。市は公助の役割を効果的に果たすためにも、地域に密着した自主防災組織や事業所等における防災組織等の整備を促進していく。

また、防災体制の整備は、行政だけで進められるものではなく、被災者となる住民との連携及び協働の取り組みが重要である。住民の体制としては、自治会による自主防災組織は、令和3年4月現在、36組織であるほか、自治会以外の自主防災組織も8地域において地域支え合い協議会が結成されている。

このような住民の防災への関心の高まりを踏まえ、自主防災組織の整備を促進するとともに、市及び防災関係機関と住民、事業所との連携を重視した防災体制の整備を図る。

■計画の体系

項目	内容	実施主体	担当
第1項 自助、共助による住民の防災力向上	1 災害に関する各種資料の収集・提供	住民	危機管理課全課
	2 住民向けの普及・啓発	住民	危機管理課、秘書広報課、政策推進課、福祉政策課、健康長寿課、介護保険課
	3 自助の強化	住民	危機管理課
第2項 市及び防災関係機関の防災体制の整備	1 市の防災体制の整備	市	危機管理課全課
	2 防災関係機関の防災体制の整備	防災関係機関	防災関係機関
第3項 応援協力体制の整備	1 市町村間の相互応援	市・関係市町村	危機管理課
	2 公共的団体等との協力体制の確立	市・公共的団体	危機管理課全課
	3 災害時応援協定締結団体・事業所の役割	市・協定締結団体等・県	危機管理課
	4 応援受入体制の整備	市・関係市町村	危機管理課、人事課
第4項 自主防災組織の整備	1 自主防災組織の編成	自主防災組織	危機管理課
	2 自主防災組織の活動内容	自主防災組織	危機管理課
	3 自主防災組織の整備	市・自主防災組織	危機管理課、消防本部
第5項 事業所等における防災組織の整備		市・事業所	危機管理課、産業振興課、学校教育課、消防本部、学校
第6項 地区防災計画の策定		事業所・自治会・地域支え合い協議会・自主防災組織	危機管理課
第7項 ボランティアの活動環境の整備		市	地域活動推進課、福祉政策課、社会福祉協議会
第8項 適切な避難行動に関する普及啓発		住民	危機管理課

■計画の内容

第1項 自助、共助による住民の防災力向上

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、食料・保存水等の備蓄など平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者及び避難行動要支援者を助ける、指定緊急避難場所や指定避難所で自ら活動する、あるいは国、県、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど防災への寄与に努めることが求められる。市は自主防災思想の普及、徹底を図り、自助、共助の取組を促進するものとする。

1 災害に関する各種資料の収集・提供

担当・実施主体	対策内容
危機管理課 全課 住民	・過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、住民への公開に努める。 ・地域における災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、災害伝承の取組を支援する。

2 住民向けの普及・啓発

担当・実施主体	対策内容
危機管理課 秘書広報課 政策推進課 福祉政策課 健康長寿課 介護保険課 住民	(1) 埼玉県防災学習センター等の活用 ・常設の防災教育拠点である埼玉県防災学習センター等を活用し、広く住民に対して普及・啓発を行う。 (2) 普及・啓発パンフレット等の作成配布 ・防災知識の普及・啓発を図るため、防災に関するパンフレット等を作成、配布する。 (3) 防災教育用設備、教材の貸出 ・防災教育に役立つ設備・機器、映像資料等を整備し、希望する団体又は個人に対して貸出を行う。 (4) 講演会・研修会・出前講座の実施 ・防災に関する講演会・研修会・出前講座を開催する。また、男女共同参画の視点からの防災対策についても講演会・研修会・出前講座を開催する。 (5) マスメディアの活用 ・テレビ、ラジオ及び新聞等の各種マスメディアを通じて住民に対して防災意識の高揚を図る。 (6) 広報誌等の活用 ・広報つるがしま等に、防災に関する情報を掲載する。 (7) 地震情報等の普及・啓発 ・熊谷地方気象台による地震や気象災害に関する情報を住民が容易に理解できるよう、地震情報（震度、震源、マグニチュード、余震の状況等）、南海トラフ地震に関連する情報、気象災害等の解説に努める。

担当・実施主体	対策内容
	（８）緊急地震速報の普及・啓発 ・緊急地震速報が発表されてから強い揺れが到達するまでは、わずかな時間しかないことから、緊急地震速報の普及・啓発に努めるとともに、緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動について周知するものとする。 ・防災訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。 （９）高齢者に対する適切な避難行動に関する理解促進 ・普段の活動の中で在宅の高齢者宅を訪問する機会のある福祉専門職（ケアマネジャー等）、民生委員等の福祉関係者等の協力を得ながら、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

3 自助の強化

担当・実施主体	対策内容
危機管理課 住民	（１）実践的な訓練の導入 ・住民を対象とする訓練に災害図上訓練（DIG※¹）や避難所開設・運営訓練（HUG※²）を取り入れ、住民参加型で地域に即した実践的な訓練の実施・普及に努める。 ※１：DIG（Disaster Imagination Game） 大きな地図を参加者で囲み、災害をイメージして自宅近くの危険物や障害物を把握し、具体的な避難路や要配慮者の避難などを確認する実践的な訓練。 ※２：HUG（Hinanzyo Unei Game） 避難所の開設・運営責任者となったことを想定し、避難所で起きる様々な事態への対応を短時間で決定することを学ぶ訓練。 （２）防災意識の向上 ・住民は、市その他の行政機関が実施する防災対策事業に協力するとともに、過去の震災から得られた教訓の伝承や、防災訓練等への参加などを通じ、自らの問題として防災対策に取り組むよう努める。 （３）家庭内の三つの取組の普及 ・住民は、特に以下に掲げる事項について日頃から備え、自ら震災に備える取組を家庭内で実施する。 1 家具の配置を見直し、家具類の転倒・落下・移動を防止する。 2 災害時に家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段として、災害用伝言ダイヤル等の手段を確保する。 3 家庭内で備蓄を行う（最低３日間（推奨１週間）分を目標とする）。特に、保存水や食料などを普段から多めに常備し、利用しながら買い足すことを繰り返す「ローリングストック法」を導入する。また、災害時にはトイレが使えなくなるため、携帯トイレの備蓄（推奨１週間分）を行う。 ・市は、三つの取組を中心に、住民が日頃から発災時の行動を家族とよく話題にするよう働きかける。 （４）防災総点検 ・住民の防災意識の高揚と災害への備えを充実・強化するため、市、住民、事業所など主体ごとに家庭、職場、地域における防災の総点検を実施する。

表 2-3 主な点検例

各主体	点検事項
家庭	・家具や家電製品などの転倒防止対策 ・「災害用伝言ダイヤル 1 7 1」等の利用方法の確認 ・備蓄品・非常時持出品の点検 ・住居の耐震性の確認と必要な補強等 ・家族の非常時の連絡方法の話し合い ・指定緊急避難場所や安全な避難経路の確認 ・消火器の設置場所、操作方法の確認
事業所	・災害時の防災体制の整備 ・職場の安全対策（備品などの転倒防止対策） ・建物の耐震診断、必要な補強等 ・備蓄品・非常時持出品の点検 ・従業員等との非常時の連絡方法等の整備 ・消火器、発電機など防災資機材の点検 ・危険物等関連施設の安全点検
自主防災組織	・地域の危険性の把握 ・高齢者・障害者等の避難行動要支援者の支援の確認 ・地域住民への連絡系統の確認 ・防災備蓄の点検（防災資機材、備蓄品） ・消防水利や施設の点検・確認 ・危険な場所や避難経路、指定避難所の確認・点検
学校	・学校の防災体制の整備状況 ・教職員への研修 ・児童・生徒を含めた避難訓練の実施状況 ・学校の防災体制の確認 ・学校施設・設備の安全点検 ・危険物・化学薬品等の管理点検 ・指定避難所としての取組状況

第 2 項 市及び防災関係機関の防災体制の整備

1 市の防災体制の整備

担当・実施主体	対策内容
危機管理課 全課	・鶴ヶ島市防災会議において、必要に応じて市防災計画の見直しを図る。 ・市防災計画は、研修等を通じて市職員に対し周知徹底を図る。 ・市防災計画の予防対策の進捗状況を把握し評価するとともに、総合計画の改訂に合わせて、定期的な見直しを行う。 ・市防災計画に基づく、災害応急対策に関する活動要領（マニュアル）を市災害対策本部の各部各班に即して作成し、市職員が各自の任務を確実に遂行できるよう周知徹底を図るとともに、年度初めに見直しを行う。

2 防災関係機関の防災体制の整備

担当・実施主体	対策内容
防災関係機関	・市の区域を管轄し、又は市の区域内にある防災関係機関は、防災業務計画及び防災計画等の円滑な実施を図るため、災害応急対策に関する活動要領（マニュアル）の作成等、自らの組織を整備するとともに、他の防災関係機関が必要とする協議会、連絡会議等の組織の整備に協力する。

第3項 応援協力体制の整備

1 市町村間の相互応援

担当・実施主体	対策内容
危機管理課 関係市町村	・市の地域にかかる災害について適切な応急措置を実施するため、大規模災害時の応援要請を想定し、災対法第67条の規定等による応援要求に関し、県内外の市町村との間で、あらかじめ相互に応援協定を締結する。 ・災害時の応援要請手続きの円滑化のためのマニュアルの整備を行うとともに平時から、協定を締結した市町村との間で、訓練、情報交換等を実施する。 ・地震災害は近隣市町も同様の被害が想定されることから、広域的な応援体制を確保するために、友好関係にある都市等との相互応援協定を締結する。

2 公共的団体等との協力体制の確立

担当・実施主体	対策内容
危機管理課 全課 公共的団体	・公共的団体等(*1)との相互の連絡を密にして災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備及び組織の充実を図る。 ・それぞれの所掌事務に関する公共的団体等とあらかじめ協議しておき、災害時における協力業務及び協力方法等を明らかにし、災害時において積極的な協力が得られるようにする。これらの団体の協力業務として考えられるものは、以下のとおりである。 ① 異常現象、危険な場所等を発見したときに、関係機関に連絡すること。 ② 震災時における広報等に協力すること。 ③ 出火の防止及び初期消火に協力すること。 ④ 避難誘導及び避難所内での救助に協力すること。 ⑤ 被災者の救助業務に協力すること。 ⑥ 炊き出し及び救助物資の調達配分に協力すること。 ⑦ 被害状況の調査に協力すること。

*1 公共的団体：日赤奉仕団、医師会及び歯科医師会、看護協会、社会福祉協議会、農業協同組合、商工会、生活協同組合等

3 災害時応援協定締結団体・事業所の役割

担当・実施主体	対策内容
危機管理課 協定締結団体等 県	・市は、災害時における応急・復旧業務を円滑に進めるため、団体・事業所と災害時応援協定を締結し、災害時における協力体制の推進を図る。 ・市、県及び協定締結団体等は、災害時に協定が有効に機能するよう、平素から連絡体制・応援要請手段等について取り決め、強固な協力関係の下に災害対応が行えるようにする。

4 応援受入体制の整備

担当・実施主体	対策内容
危機管理課 人事課 関係市町村	・ 外部からの応援を迅速かつ円滑に応援を受け入れる体制を確保するため、広域受援計画の策定に努める。 ・ 応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。 ・ 消防、警察等の応援部隊が被災地で活動するための活動拠点や応援物資の受入拠点を定めるとともに、拠点の運営体制を整備する。 ・ 防災関係機関への応援・協力要請等の手続が円滑に行えるよう、あらかじめ要請手続、要請内容、経費負担等に関する協定の締結又は事前協議を行い、その内容をマニュアル化して職員への周知徹底を図るとともに、平常時から訓練及び情報交換等を実施する。 ・ 情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化に努める。

第4項 自主防災組織の整備

大規模災害が発生した際に、被害の防止又は軽減を図るためには、防災機関による応急活動に先立ち、住民が被災者の救出救護や避難、出火防止、初期消火等を行うことが必要である。

このため、自主防災組織等の育成、強化を図り、消防団等との連携を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

また、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の活性化を促す。併せて、女性の責任者又は副責任者を置くことなど、女性の参画の促進に努める。また、男女共同参画の視点を踏まえた知識・訓練を指導できる人材の育成に努める。

1 自主防災組織の編成

担当・実施主体	対策内容
危機管理課 自主防災組織	・以下の点に留意して、自主防災組織の編成を行う。 ① 自主防災組織は、既存の地域コミュニティである町内会や自治会等を活用して結成する。マンション及び団地等の集合住宅居住者への自治会への参加を促進する。 ② 昼夜間及び休日・平日等においても支障のないよう組織を編成する。 ③ 地域内の事業所と協議の上、地域内の事業所の防災組織を自主防災組織として位置付けて連携を図って行く。 ④ 自治会以外で地域において共助活動を行っている団体についても、活用することができる。 ⑤ 女性の責任者又は副責任者を置くことなど、女性の参画の促進に努める。

2 自主防災組織の活動内容

担当・実施主体	対策内容
危機管理課 自主防災組織	・自主防災組織は、以下の活動を行う。 (1) 平常時 - ア 要配慮者を含めた地域住民のコミュニティの醸成 - イ 日ごろの備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及啓発 - ウ 情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施 - エ 消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・管理等 - オ 地域の把握（危険箇所の把握、要配慮者） (2) 発災時 - ア 初期消火の実施 - イ 情報の収集・伝達の実施 - ウ 被災者等の安否確認、消防本部等への協力、救出・救護の実施 - エ 集団避難の実施（特に避難行動要支援者の安全確保に留意する） - オ 避難所の開設・運営活動の実施 ・市は、自主防災組織の活動を計画的、持続的に進めるために、自主防災組織が主体となる地区防災計画の作成と計画に基づく活動の実践を支援する。

3 自主防災組織の整備

担当・実施主体	対策内容
危機管理課 消防本部 自主防災組織	(1) 自主防災組織の整備 - 市は、以下に示すような当該区域内の自主防災組織の指導・育成を図る。 自主防災組織の 結成促進 → 自主防災組織の 育成支援 → 活動のための 環境整備 - 自主防災組織の活性化を図るため、既存組織の更新やリーダーの育成に関し、組織への指導・助言を行うとともに、モデル組織の設置及び助成の実施等、組織の活性化を図るための活動を推進する。 (2) 民間防火組織の整備 - 地域社会においては、住民一人一人が常に防火防災に関心を持ち、日ごろから出火防止、避難、応急救護などの知識を身につけておくことが必要である。そのために、防火防災意識の高揚と知識の普及を図るため、民間の防火組織として、地域に密着した幼年消防クラブ、少年消防クラブ、婦人防火クラブの組織づくりと育成強化を行う。それらの活動内容は以下のとおりである。 ・幼年消防クラブ……知識の習得、啓発活動 ・少年消防クラブ……知識の習得、啓発活動 ・婦人防火クラブ……啓発活動、初期消火・避難・救護等の防災活動

表 2-4 自主防災組織の状況

【自治会による自主防災組織（令和３年４月現在）】 富士見自治会自主防災委員会、上広谷第一東自治会自主防災会、上広谷第一西自治会自主防災会、上広谷第一北自治会自主防災会、高倉第二自治会自主防災組織、若葉台第二住宅自主防災組織、上広谷第三自治会自主防災組織、鶴ヶ丘第六自治会自主防災組織、南町二丁目自主防災組織、とうつる自治会自主防災会、羽折町自主防災隊、上広谷第二自治会自主防災組織、鶴ヶ丘第二自治会自主防災組織、共栄東自治会自主防災会、共栄中央第一自治会自主防災会、共栄中央第二自治会自主防災会、共栄西自治会自主防災会、脚折第三自治会自主防災組織、池の台自治会自主防災組織、かわつるグリーンタウン松ヶ丘自主防災組織、鶴ヶ丘第五自治会自主防災組織、若葉グリーンハイツ自主防災組織、下新田第二自治会自主防災組織、五味ヶ谷自主防災組織、上広谷中央自治会自主防災組織、中台団地自主防災援護隊、第二グリーンハイツ自主防災組織、南町一丁目自治会自主防災組織、松ヶ丘自治会自主防災組織、白鶴自治会自主防災組織、上新田自治会自主防災組織、中新田防災会、富士見ハイツ自治会自主防災組織、ナチュラル防災隊、星和若葉台自治会自主防災会、太田ヶ谷自治会自主防災組織 【地域支え合い協議会（令和３年４月現在）】 鶴ヶ島第二小学校区地域支え合い協議会、富士見地区地域支え合い協議会、サザン地域支え合い協議会、杉下地域支え合い協議会、西部地域支え合い協議会、つるがしま中央地域支え合い協議会、北地域支え合い協議会、すねおり地域支え合い協議会

表 2-5 住民の役割

	住民の役割	自主防災組織の活動
平 常 時	① 防災に関する学習 ② 火災の予防 ③ 防災用品、非常時持出品の準備 ④ 食料、保存水、燃料、生活必需品の備蓄（最低3日間。推奨1週間分） ⑤ 住宅の耐震化 ⑥ 家具類の転倒防止やガラスの飛散防止 ⑦ ブロック塀や自動販売機等、住居回りの安全化 ⑧ 震災時の家族同士の連絡方法の確認 ⑨ 市や県の実施する防災訓練への参加 ⑩ 近隣居住者との積極的な交流及び地域活動（自治会の活動等）への参加	① 要配慮者を含めた地域住民のコミュニティの醸成 ② 日ごろの備えと災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及啓発 （例：防災イベントの実施、各種資料の回覧・配布） ③ 情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施 ④ 防災用資機材の整備・管理等 初期消火資機材（軽可搬ポンプ、消火器） 救助用資機材（ジャッキ、バール、のこぎり） 救護用資機材（救急医療セット、リヤカー） ⑤ 地域の把握 （例：危険箇所の把握、要配慮者）
発 災 時	① 初期消火 ② 避難時には電気のブレーカーを切り、ガスの元栓を閉める ③ 自主防災活動への参加、協力 ④ 避難所でのゆずりあい ⑤ 市、県、防災関係機関が行う防災活動への協力 ⑥ 風評に乗らず、風評を広めない	① 初期消火の実施 ② 情報の収集・伝達の実施 ③ 被災者等の安否確認・消防本部等への協力・救出・救護の実施 ④ 集団避難の実施 （特に、要配慮者の安全確保に留意する。） ⑤ 避難所の開設・運営活動の実施 （例：炊き出し、給水、物資の配布、安否確認）

第5項 事業所等における防災組織の整備

大規模災害が発生した際に、被害の防止又は軽減を図るためには、防災機関による応急活動に先立ち、事業所等が被災者の救出救護や避難、出火防止、初期消火等を行うことが必要である。

このため、自主防災組織等の育成、強化を図り、消防団等との連携を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の活性化を促す。併せて、女性の責任者又は副責任者を置くことなど、女性の参画の促進に努める。また、男女共同参画の視点を踏まえた知識・訓練を指導できる人材の育成に努める。

担当・実施主体	対策内容
危機管理課 産業振興課 学校教育課 消防本部 学校 事業所	(1) 一般事業所 ・企業の事業継続計画（BCP）策定の取組や、自主的な防災組織の整備の促進を目的として、企業のトップから一般社員に至る社員の防災意識の高揚を図り、企業の防災に係る取組を推進し、市、関係機関の協力体制の確保に努める。 ・市町村は、各企業が設置する自衛消防隊と連携を図り、被害の拡大を防止する。 ・企業が、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるよう指導・助言を行う。 ・各企業において防災体制の整備、飲食物・物資等の備蓄、防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるよう指導・助言を行う。 ・各企業が属する地域における防災力の向上を図るため、自主防災組織等の地域住民と共同し、防災訓練の実施や要配慮者の避難支援体制への協力等、自発的な防災活動の推進に努めるよう指導・助言を行い、育成・強化を図る。 ・災害により屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう指導・助言を行う。 ・中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、商工会・商工会議所と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。 ・各事業所が設置する自衛消防隊と連携を図り、被害の拡大を防止する体制をとる。

担当・実施主体	対策内容
危機管理課 産業振興課 学校教育課 消防本部 学校 事業所	(2) 危険物施設 ・危険物施設の管理者に対し、事故予防規程等の制定や防災組織の活動等に対し、助言・指導を行い、自主的な防災組織の充実を図る。 ・高圧ガス施設は、可燃性、毒性及び支燃性等の特性を持っており消防機関の活動もおのずから限界があるため、専門的知識を有する高圧ガス関係業界が地域的な防災組織を組織し、相互に補完して防災体制の確立を図ることが極めて重要である。このため、高圧ガス関係保安団体に対し、防災活動に関する技術及び防災訓練の実施等に関し、指導・助言を行い、育成・強化を図る。 (3) 集客施設 ・駅及び商業施設等不特定多数の者が使用する施設の管理者に対し、指導・助言を行い、自主的な防災組織の育成指導を図る。 ・学校等においては、多数の園児、児童及び生徒を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、外部の専門家や保護者等の協力の下、学校等の実態に即した適切な防災計画を立てるよう指導・助言を行う。 (4) 高層建築物 ・高層建築物（消防法第8条の2 高さ31mを超える建物）の管理者に対し、防災組織の活動等について助言・指導を行い、自主的な防災組織の充実を図る。

第6項 地区防災計画の策定

担当・実施主体	対策内容
危機管理課 事業所 自治会 地域支え合い協議会 自主防災組織	・地区居住者等に対し、地区防災計画の提案、手続等の周知を行い、自助・共助による地域の自発的な防災活動の促進や、ボトムアップ型の地域防災力の向上を図る。

第7項 ボランティアの活動環境の整備

阪神・淡路大震災や東日本大震災などでは、多くのボランティアが被災地に駆けつけ、被災者の支援に大きな力を発揮した。ボランティアには、大別して特定の地域で日常的に組織としての活動を行っている団体（地域密着型）、医療等の専門領域について組織として活動を行う団体（専門組織型）、個人あるいはグループの発意によって一時的に活動する人々（自主参加型）がある。これらの団体、個人が任意の活動を行うため、被災後の混乱時には、支援が手厚い地域と薄い地域の格差や、ボランティアの仕事の過不足が発生しがちである。したがって、これらを調整する仕組みや組織化が必要である。

災害時には、基本的にはボランティアの活動はボランティア自身に調整を委ね、行政との連携が必要な部分には、行政側に権限を持った担当者を置いて対応することになる。したがって、ボランティア側の窓口となる社会福祉協議会あるいは恒常的なボランティア団体（地域密着型あるいは専門組織型）と連携を図り、行政が平時から災害対応の協議や、団体のネットワーク化に協力して、災害時に迅速な行動展開が可能となるよう努める。

担当・実施主体	対策内容
地域活動推進課 福祉政策課 社会福祉協議会	（１）災害ボランティア登録制度 ・災害ボランティアとして活動を希望する個人又はグループに対し、呼びかけを積極的に行う。 （２）ボランティア関係機関等のネットワーク化 ・県や県社協と協力し、ボランティア関係機関等との間に非常用通信ネットワークを構築するなど、ボランティア関係機関等とのネットワーク化を促進する。 （３）普及・啓発活動の推進 ・自治会や地域支え合い協議会、防災関係ボランティアと協働し、地域で防災訓練を行い、地域住民の意識醸成を行う。また、災害ボランティアに対する住民や企業の関心を高めるため、災害ボランティア関係の講習会、ボランティアや市担当者等との交流会等を検討する。

第8項 適切な避難行動に関する普及啓発

水害は、ある程度予測可能な災害であることから、住民一人ひとりが早めに準備をし、的確な避難行動をとることで自らの命を守ることができる。このため、大雨や台風等が接近し水害の危険性が高まっているときに自らがとる行動をあらかじめ時系列で整理するマイ・タイムラインの作成など適切な避難行動に関する普及啓発を行う。

担当・実施主体	対策内容
危機管理課	（１）住民向けの普及・啓発 ・マイ・タイムライン作成に関するパンフレットを作成し、配布するなど、適切な避難行動に関する普及啓発に努めるものとする。
住民	・マイ・タイムラインの作成

表 2-6 マイ・タイムライン作成のポイント

1 事前の確認	住んでいる場所 の特徴	住んでいる場所が浸水エリア等に入っているか、ハザードマップで確認する。
	避難先の想定	住んでいる場所と状況で避難行動は変わってくる。状況に応じて避難できるよう複数の避難場所を想定しておく。 ・原則：指定緊急避難場所への「立退き避難」 ・浸水が始まって移動が危険なとき： - 近隣の安全な場所への「立退き避難」 ・夜間の豪雨時など外へ出る方が危険なとき： - 家の中の安全な場所で「屋内安全確保」
2 情報の入手		気象情報や避難情報が避難の準備や避難開始のタイミングを決める目安となる。複数の情報入手手段を持つようにしておく。
3 早めの避難		

埼玉県作成「防災マニュアルブック（風水害・土砂災害編）」より

※資料

- 鶴ヶ島市防災会議条例（P 資-3）
- 災害時協定締結状況（P 資-132）

第 7 節 災害情報体制の整備

■計画の主旨

市では、出先機関、防災活動拠点、指定避難所、地域住民及び事業所等に対し被害状況等の災害情報を伝達するための情報体制として、鶴ヶ島市防災行政無線（固定系）を整備している。現在、固定局を市役所に置き、子局を市内58箇所に設置している。また、災害情報を収集伝達するため、鶴ヶ島市防災行政無線（移動系）を整備している。

さらに、本市には埼玉県防災行政無線、埼玉県災害オペレーション支援システム及び埼玉県震度情報ネットワークシステムが設置されているほか、消防本部における消防無線施設として、基地局2基、移動局63基がデジタル化されている。

市及び防災関係機関が迅速かつ的確に防災対策を実施するためには、大規模地震発生時に生じる多種多様かつ多量の災害情報を迅速かつ的確に収集・伝達・処理するソフト、ハード両面の仕組みづくりが必要であることから、市及び防災関係機関は、最近の情報通信技術の進展等の成果及び過去の震災時の教訓等を踏まえ、総合的な災害情報システムを構築する。

■計画の体系

項目	内容	実施主体	担当
第 1 項 情報通信設備の 安全対策	1 情報通信機器の設置及び点検	市・防災関係機関	危機管理課、防災関係機関
	2 情報通信機器の安全対策	市	危機管理課、財政課、資産管理課、情報推進課
第 2 項 情報収集伝達体制の整備	1 情報収集・伝達要員の確保	市	危機管理課
	2 情報収集体制の整備	市	危機管理課、秘書広報課、地域活動推進課
	3 災害情報伝達体制の整備	市	危機管理課 秘書広報課

■計画の内容

第1項 情報通信設備の安全対策

災害予防及び災害の応急対策の適切なる実施を期するため、市役所、出先機関及び消防本部の通信連絡施設の点検整備を図り、地震災害時においても災害情報システムが十分機能し活用できる状態に保つための安全対策を講ずる。

1 情報通信機器の設置及び点検

担当・実施主体	対策内容
危機管理課 防災関係機関	・市役所、消防本部等に防災行政無線、ラジオ、テレビ等を設置し、さらに市内の防災関係機関及び出先機関を含めた通信網を整備する。また、情報通信機器及び機材については、常に有効なる通信が行えるよう点検に努める。 ・無線や衛星通信回線は、電話等の有線回線に比べて地震動によって影響を受ける施設・設備が限られており、緊急時の通信手段として優れている。端末となる機器や自家発電等の周辺装置の損傷による影響に十分配慮して、県や主要な防災関係機関との間の無線・衛星通信回線を設置する。

2 情報通信機器の安全対策

担当・実施主体	対策内容
危機管理課 財政課 資産管理課 情報推進課	(1) 非常用電源の確保 ・停電に備え、無停電電源装置及びバッテリー、自家発電設備並びに移動携帯式電源等を確保する。また、これらの定期的なメンテナンスを行う。 ・大規模停電発生時に電気自動車（EV）の配備等、関係機関、電気事業所等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努める。 (2) 地震動による情報通信機器の損傷防止 ・各種情報通信機器には転倒防止措置を施す。また、サーバ等の重要な機器が設置されている場所は、振動を緩和する設備や構造を検討する。 (3) システムのバックアップ化 ・防災行政無線等の情報通信ネットワークの多様なルート化に努めるとともに、市庁舎が損壊しても情報通信機能が保持できるようなバックアップ体制の整備を検討する。

第2項 情報収集伝達体制の整備

災害時には警察や消防、自治会・地域支え合い協議会・自主防災組織、さらに市職員を通じて市災害対策本部に情報を集約し、被害状況の早期把握を行う必要がある。また、市災害対策本部からは、各防災関係機関への指示や応援要請を行うとともに、住民の生命を守り、的確な対応へと導くための情報を伝達しなければならない。したがって、これらの情報収集・伝達が地震時にも有効に機能するよう、収集・伝達ルート多重化や役割の明確化などに配慮して整備する。特に、災害初期の混乱期に迅速な情報収集・伝達を行うために、あらかじめ情報関係の要員を指定・確保しておくものとする。

1 情報収集・伝達要員の確保

担当・実施主体	対策内容
危機管理課	・地震時に市役所等の防災活動拠点に速やかに駆けつけて情報の収集・伝達に当たることができる職員（災害対策初動要員等）をあらかじめ指名し、人数的にも余裕を持って活動できる程度の情報収集・伝達要員を確保する。

2 情報収集体制の整備

担当・実施主体	対策内容
危機管理課 秘書広報課 地域活動推進課	・市域や市内の重要施設に関する被害状況等を把握するため、以下のような情報収集システム等を整備する。 （１）自治会、地域支え合い協議会及び自主防災組織からの通報体制の整備 （２）市防災行政無線（移動系）の整備・充実 （３）アマチュア無線等からの通報体制の整備 （４）かけつけ通報等の受付体制の整備 （５）防災情報伝達手段の多重化・多様化の推進 （６）SNS情報の収集・分析の推進

3 災害情報伝達体制の整備

担当・実施主体	対策内容
危機管理課 秘書広報課	・地域機関、防災活動拠点、指定避難所、地域住民及び事業所等に対し、被害状況等の災害情報を迅速に伝達するための体制を整備する。その際、一般加入電話には不通や輻輳のおそれがあることから、防災行政無線、アマチュア無線、広報車、テレビ、ラジオ、市ホームページ、メールマガジン、緊急速報メール、SNS、道路情報表示板等を有効に活用する。

※資料

- 鶴ヶ島市防災行政無線局管理運用要綱（P資-24）
- 鶴ヶ島市防災行政無線局（固定系）運用要領（P資-27）
- 鶴ヶ島市防災行政無線局（移動系）運用要領（P資-29）
- 鶴ヶ島市防災行政無線系統図（P資-31）
- 鶴ヶ島市防災行政無線（固定系）子局一覧表（P資-33）

第 8 節 医療救護体制の整備

■計画の主旨

関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点：中央）の被害想定における市内の人的被害は、死者11人、重傷者15人、軽傷者178人であり、負傷者を200人と想定すると負傷者の発生率は0.29%となり、人口千人当たりでは2.9人程度である。市内には、坂戸鶴ヶ島医師会及び鶴ヶ島地区歯科医師会会員の病院、診療所（歯科を含む）が51箇所、人口千人当たり施設数0.7箇所であり、一診療所当たり4人程度の負傷者となる。しかし、地震災害時には、診療ができない医療機関の発生、患者と応急措置を求める負傷者の殺到など、様々な混乱状況が想定される。そのため、市と坂戸鶴ヶ島医師会は災害時の医療救護に関する協定を締結している。

市は、医療救護に関する協定の具体化をはじめ、災害直後の初期医療、傷病者の搬送先となる後方医療体制及び応援医療体制等について、医療関係機関との協議により、医療救護体制の整備を図る。

また、自主防災組織による自主救護活動の体制の整備を図る。

■計画の体系

項目	内容	実施主体	担当
第 1 項 初期医療体制の整備	1 初期医療体制計画の策定	市・医療関係機関	危機管理課、保健センター
	2 自主防災組織による自主救護体制の整備	市	危機管理課、消防本部、消防団
	3 医療機関としての機能確保	救急医療機関	救急医療機関
	4 トリアージ（負傷者選別）についての理解	市	危機管理課、保健センター
第 2 項 後方医療体制の整備		市	保健センター
第 3 項 応援医療体制の整備		市・医師会	保健センター

図 2-2 医療救護の段階構成と活動主体

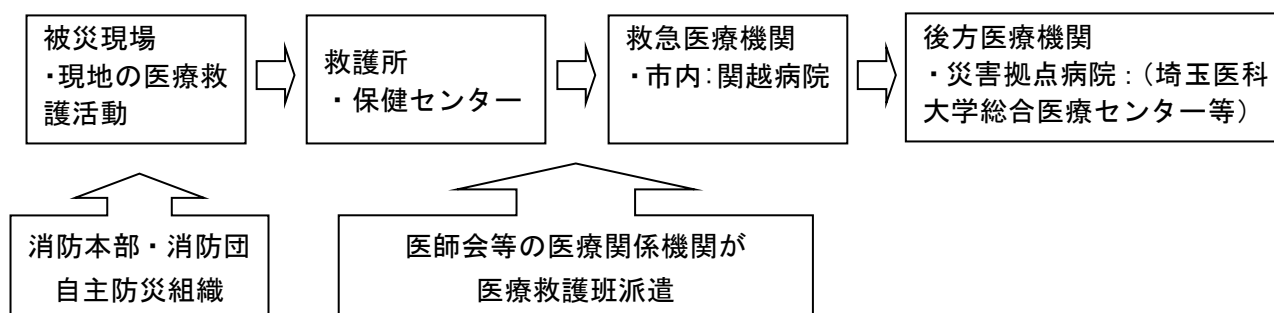


表 2-7 市内の病院・診療所（歯科を含む）の現況

	医療機関名	住所	病床数
1	(医) 関越病院 ※	脚折 145-1	229
2	(医) 菊一会 鶴ヶ島池ノ台病院	脚折 1440-2	90
3	(医) 社団公仁会 鶴ヶ島医院	脚折 1864-7	
4	高沢医院	脚折町 6-18-7	
5	(医) 社団満寿会 鶴ヶ島在宅医療診療所	高倉 772-1	19
6	(医) 龍仁会 一本松診療所	下新田 17-4	
7	(医) はんだ整形外科	新町 2-21-12	
8	(医) 仁会 染井クリニック	新町 2-23-3	
9	(医) 愛新会 しんまちクリニック	新町 2-23-23	
10	特別養護老人ホーム清光苑診療所	三ツ木 855-1	
11	たちかわ脳神経外科クリニック	藤金 293-2	
12	若葉こどもクリニック	藤金 333-2	
13	たわらクリニック	藤金 650-1	
14	(医) 幸篤会 富田整形外科	藤金 835-59	
15	若葉駅前メンタルクリニック	藤金 852-16 ステーションテラス若葉 101	
16	浦田クリニック	藤金 878-3	
17	(医) 社団満寿会 鶴ヶ島耳鼻咽喉科診療所	上広谷 8-15	
18	川野医院	上広谷 17-14	
19	(医) 蒼龍会 若葉内科クリニック	上広谷 645-1	
20	佐藤眼科	上広谷 669-1	
21	(医) 社団 若葉台皮膚科	上広谷 722-1	
22	(医) 社団 若葉台耳鼻咽喉科	上広谷 722-1	
23	大西内科	五味ヶ谷 305	19
24	にし眼科クリニック	富士見 1-2-1 ワカバウォーク 2 階	
25	(医) 社団 厚友クリニック	五味ヶ谷 230-7	
26	(医) 康史会 井上医院	富士見 2-29-1	
27	ワカバウォーク歯科	富士見 1-2-1	
28	わかば歯科医院	富士見 2-6-16	
29	(医) 充仁会 相良胃腸科	鶴ヶ丘 71-8	
30	(医) 社団つくし会 みなくち小児科	鶴ヶ丘 110-1	
31	あおい歯科医院	鶴ヶ丘 38-32	
32	関越クリニック	松ヶ丘 2-2-31	
33	片山歯科医院	松ヶ丘 2-17-16	
34	秋山歯科医院	脚折 1861-9	
35	しもん歯科	脚折町 1-13-5	
36	(医) タカザワ歯科医院	脚折町 3-10-13	
37	第一歯科医院	中新田 50-3	
38	アイデンタルクリニック	新町 2-1-14	
39	小峰歯科医院	藤金 881-27	
40	岸田歯科第二医院	藤金 898-63	

	医療機関名	住所	病床数
41	伊田歯科医院	藤金 332-1	
42	若葉駅前歯科	藤金 845-4 コモド若葉 1F	
43	おひさま歯科	藤金 850-72	
44	伊藤歯科医院	上広谷 2-29	
45	おにまる歯科医院	上広谷 13-3 メゾンプレミール 1F	
46	プラザ若葉歯科	上広谷 792-1-101 レクセルプラザ若葉	
47	岡村歯科医院	高倉 1-3	
48	すねおりファミリー歯科	脚折 1513-1 スーパーベルクすねおり店内	
49	ふじみ歯科医院	富士見 2-4-3	
50	おのづか在宅クリニック	鶴ヶ丘 27-12 クレセール・フジ 201	
51	ひまわり歯科医院	新町 4-16-10	
52	にじいろ歯科	三ツ木新町 2-5-15 ベイシア鶴ヶ島店 1F	
53	(医) よしなみ耳鼻科クリニック	富士見 1-2-1 ワカバウオーク 2F	
54	新井皮フ科	富士見 2-15-33	
55	仲歯科医院	上広谷 666-7	
56	のぐち内科クリニック	脚折町 6-28-1	
57	さくらの山歯科クリニック	上広谷 2-10	
58	若葉病院付属ワカバ整形外科・リウマチ科クリニック	富士見 1-2-1 ワカバウオーク 2F	
59	(医) 岸田会 岸田歯科医院	五味ヶ谷 232-1	
60	(医) 岸田会 きしだ歯科一本松南医院	新町 2-23-19	
61	ふみづき歯科クリニック	藤金 834-2	
62	マミー歯科	富士見 2-27-3	
63	しのはら歯科医院	鶴ヶ丘 276-1	
64	かなざわクリニック	富士見 2-1-15	
65	若葉・さくらいクリニック	五味ヶ谷 307-10	
66	ふじぬま歯科医院	富士見 1-1-1	

※：救急告示病院

(出典：埼玉県医療機能情報提供システムHP)

■計画の内容

第1項 初期医療体制の整備

1 初期医療体制計画の策定

担当・実施主体	対策内容
危機管理課 保健センター 医療関係機関	・協定に基づく医師会、薬剤師会との協議、歯科医師会及び地域の自主防災組織との協議を行い、事前に以下の項目について計画を定める。 (1) 救護所の設置 (2) 医療救護班の編成 (3) 医療救護班の出動 (4) 自主防災組織による自主救護体制の整備 (5) 備蓄医薬品の種類及び数量の確保

2 自主防災組織による自主救護体制の整備

担当・実施主体	対策内容
危機管理課 消防本部 消防団	・震災時の初期医療を円滑に行うために、自主防災組織が策定する地区防災計画において、軽微な負傷者に対し行う応急救護、医療救護班の支援を定め、活動できるよう支援する。 ・自主的な救護活動が実施できるよう、止血、心肺蘇生法等の応急救護訓練を通じて応急救護能力が強化されるよう指導する。

3 医療機関としての機能確保

担当・実施主体	対策内容
救急医療機関	・震災時に市内における医療の拠点となる救急医療機関においては、その機能を確保するために次の措置を講じておくことに理解を求める。 (1) 医療施設等の耐震化及び不燃化 (2) 医薬品、救急救護資機材の備蓄及び配備 (3) 保存水、食料の備蓄及び配備 (4) 自家発電装置等の備蓄及び配備 (5) 医療要員の非常参集体制の整備 (6) 医療救護班の編成 (7) 傷病者の円滑な受入れ体制の整備 ・医療救護班の応急処置に引き続く初期治療を実施する救急医療機関等では、ライフライン途絶状況下での医療活動を想定した対応計画の策定を推進する。

4 トリアージ（負傷者選別）についての理解

担当・実施主体	対策内容
危機管理課 保健センター	・震災時には、多数の負傷者が同時に発生し、医療機関の対応能力が限界に達するおそれがある。この場合トリアージによって医療機関の混乱を防ぎ、効率的な治療を行うことが求められる。したがって、医師のみならず、住民に対してもトリアージについての理解を深める。 ・トリアージでは、治療の緊急度を次の４段階に区分し、負傷者にトリアージ・タグ（識別票）をつける。 黒（black tag）－ カテゴリーⅠ（死亡群） 死亡、または、生命徴候がなく救命の見込みがないもの。 赤（red tag）－ カテゴリーⅡ（最優先治療群） 生命に関わる重篤な状態で一刻も早い処置をすべきもの。 黄（yellow tag）－ カテゴリーⅢ（待機的治療群） 赤ほどではないが、早期に処置をすべきもの。 一般に、今すぐ生命に関わる重篤な状態ではないが、処置が必要であり、場合によって赤に変化する可能性があるもの。 緑（green tag）－ カテゴリーⅣ（保留群） 今すぐの処置や搬送の必要ないもの。完全に治療が不要なものも含む。

第２項 後方医療体制の整備

担当・実施主体	対策内容
保健センター	・県と協力し、市内の救護所や救急医療機関等で対応できない重症者等を後方医療機関に搬送し、治療及び入院等の救護を行う体制をとる。なお、後方医療機関は、災害拠点病院、県立病院、地域の中心的な公的病院、国立病院、民間病院等とする。

第３項 応援医療体制の整備

担当・実施主体	対策内容
保健センター 医師会	・震災時における医療救護に関し、広域的な応援協力の連絡網について、関係機関との調整及び整備を図る。

※資料

●災害時協定締結状況（P資-132）

第9節 物資及び資機材等の備蓄と輸送

■計画の主旨

令和3年4月現在における食料、生活必需品、応急給水資機材、防災用資機材及び感染症対策物品の備蓄状況は、以下のとおりである。

食料品に関しては、アルファ化米17,800食が備蓄されている状況である。また、乳児や高齢者など要配慮者向け食料品の備蓄の推進を進めている。

生活必需品の備蓄に関しては、毛布やマット、簡易トイレ、ラジオ付き懐中電灯、下着等が備蓄されているが、さらに、医薬品や寒い時期に災害が発生した場合を想定したストーブ等の光熱機材、また、乳児や高齢者、障害者等、要配慮者及び女性にも配慮した物資等についても整備を進めている。応急給水資機材及び防災用資機材の備蓄状況は、地震被害想定調査結果の断水世帯数に基づく必要数量や各避難所の収容人員の計画値等を目安として備蓄を進めている。

大規模な地震が発生した直後の住民の生活を確保するため、食料、生活必需品、応急給水資機材、防災用資機材、医療救護資機材等の備蓄並びに調達体制の整備を推進するとともに、災害時の緊急輸送道路の位置づけを明確にし、確保を図る。また、緊急通行車両の事前届出を行い、届出済証を得ておく必要がある。

■計画の体系

項目	内容	実施主体	担当
第1項 保存水、食料、 生活必需品の備 蓄並びに調達体 制の整備	1 応急給水資機材の備蓄 並びに調達体制の整備	市	危機管理課 坂戸、鶴ヶ島水道企業団
	2 食料の備蓄並びに調達 体制の整備	市・協定事業所等・住民	危機管理課 産業振興課
	3 生活必需品の備蓄並び に調達体制の整備	市・協定事業所等	危機管理課 産業振興課
第2項 防災用資機材等の備蓄		市	危機管理課
第3項 医療救護資機材、医薬品の備蓄並び に調達体制の整備		市・協定事業所等	危機管理課、保健センター
第4項 物資調達・輸送に関する体制の整備		市	危機管理課
第5項 物資調達・輸送に関する訓練の実施		市	危機管理課
第6項 緊急輸送道路の確保		市・協定事業所	危機管理課、都市計画課、 企業立地・定住推進課、道 路建設課、消防団
第7項 緊急通行車両の事前届出		市	危機管理課

表 2-8 食料備蓄状況

備蓄物資名 (単位)	備蓄数量
アルファ化米 (食)	17,800

(令和3年4月1日現在)

表 2-9 応急給水資機材備蓄状況

備蓄物資名 (単位)	備蓄数量
保存水 (2リットル) (本)	6,084
保存水 (500ミリリットル) (本)	11,160
飲料水水槽 [1t 用] (基)	1
飲料水水槽 [2t 用] (基)	13
給水架台 (基)	14
非常用飲料水袋 (袋)	13,000
仮設給水栓 (基)	13
ウォーターバルーン (500リットル) (基)	13
バルーン用仮設給水栓 (基)	13
浄水機 [手動式] (台)	27
予備カートリッジ [手動式浄水機用] (セット)	27
ポリタンク (個)	26
ポンプ (個)	26
ポンプ [車用] (個)	14

(令和3年4月1日現在)

表 2-10 生活必需品備蓄状況

備蓄物資名 (単位)	備蓄数量
毛 布 (枚)	3,360
マット (枚)	3,400
折りたたみ式アルミマット (枚)	300
飲料水ポリ容器 [3リットル用] (個)	4,320
ポータブルトイレ (個)	265
ポータブルトイレ用アームレスト (台)	45
テント [ポータブルトイレ用] (基)	265
排便収納袋 (包)	12,800
防災備蓄用ウェットタオル (包)	4,200
懐中電灯 [ラジオ付・生活用] (個)	75
下着セット [男性用] (セット)	1,300
下着セット [女性用] (セット)	1,300
下着セット [男児用] (セット)	500
下着セット [女児用] (セット)	500
煮炊きレンジセット (セット)	28
紙コップ (個)	3,200
柄杓 (個)	26
防塵マスク (個)	30
生理用品 [ナプキン・43枚入り] (包)	220
紙おむつ [子どもS・60枚入り] (個)	5
紙おむつ [子どもM・57枚入り] (個)	6
紙おむつ [子どもL・51枚入り] (個)	6
紙おむつ [大人M・30枚入り] (個)	8
紙おむつ [大人L・26枚入り] (個)	9
紙おむつ [乳幼児S・84枚入り] (個)	8
紙おむつ [乳幼児M・64枚入り] (個)	12
紙おむつ [乳幼児L・54枚入り] (個)	8
尿とりパッド [男性・30枚入り] (個)	8
尿とりパッド [女性・30枚入り] (個)	8
食器セット [4人用] (セット)	750
歯ブラシ (本)	3,600
シートブランケット (帰宅困難者対策) (枚)	750
カセットこんろ (台)	44
寝袋 (缶入り) (個)	54

(令和3年4月1日現在)

表 2-11 防災用資機材備蓄状況

備蓄物資名 (単位)	備蓄数量
プライベートルーム (張)	65
ブルーシート (枚)	685
消防用耐圧ホース (本)	26
消火栓用単口スタンドパイプ (基)	13
消火栓用開栓器 (本)	24
災害対策用間仕切り (張)	10
救急箱 (個)	23
三角巾 (枚)	800
発電機 (台)	40
ビブス (枚)	800
LPガス発電機・コードリールセット (セット)	2
投光機セット (セット)	41
コードリール (基)	14
ハンドマイク (サイレン付) (台)	15
メガホン (個)	234
担 架 (基)	30
ヘルメット (個)	455
スコープ [丸形] (本)	52
スコープ [角形] (本)	120
雨合羽 (着)	30
ヘッドランプ (個)	100
簡易ベッド (床)	5
手回しランタン (個)	65
折り畳みリヤカー (台)	14
トラロープ [200m] (個)	13
安全靴 (足)	7
簡易ベッド [キャンピングベッド] (台)	2
軍手 (双)	350
皮手袋 (組)	160
破壊工具セット (セット)	15
台車 [段差対応可能] (台)	3
ガソリン携行缶 (個)	14
簡易間仕切り [1部屋4㎡] (式)	20
簡易更衣室キット [2セット入] (式)	1
ラジオライト [ソーラー付] (個)	26
ノーパンク折り畳み式自転車 (台)	20
トランシーバー (セット)	8
LEDライト付きヘルメット (個)	4

(令和3年4月1日現在)

表 2-12 感染症対策物品備蓄状況

備蓄物資名 (単位)	備蓄数量
ハンドソープ (個)	270
消毒液 (個)	580
布マスク (枚)	2,500
不織布マスク (枚)	22,000
ペーパータオル (枚)	2,870
マルチシート (枚)	94
ボール (個)	130
ボールアンカー (個)	130
エアベッド (床)	191
フェイスシールド (枚)	3,600
非接触型体温計 (個)	50
感染防護衣 (着)	2,280
ワンタッチパーテーション (張)	344
段ボールパーテーション (張)	51
段ボールベッド (式)	40

(令和 3 年 4 月 1 日現在)

■計画の内容

第1項 保存水、食料、生活必需品の備蓄並びに調達体制の整備

1 応急給水資機材の備蓄並びに調達体制の整備

担当・実施主体	対策内容
危機管理課 坂戸、鶴ヶ島水道企業団	(1) 基本事項 ア 実施主体 ・市が行い、坂戸、鶴ヶ島水道企業団はこれを補完する。 イ 応急給水の対象者 ・り災者及び災害によって上水道施設が被害を受け上水道の給水が停止した断水世帯及び緊急を要する病院等の医療機関とする。 ウ 1日当たり目標水量 ・関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点：中央）の被害想定に基づき断水人口を約5,843世帯（戸）、約14,740人とし、被災後の時間経過に伴って表2-13の水量を目標とする。 エ 品目 （ア）ポリタンク （イ）浄水器 （ウ）飲料用ポリ袋 等 （エ）保存水（2リットル） （オ）仮設給水栓用資機材（ウォーターバルーン等） オ 備蓄場所 ・応急給水資機材の備蓄場所は、市防災倉庫、坂戸、鶴ヶ島水道企業団とするが、給水タンクやポリ袋、保存水、仮設給水栓用資機材については避難所においても備蓄する。 (2) 応急給水資機材の備蓄並びに調達計画の策定 ・市は、断水世帯の想定に基づく必要数量等を把握の上、給水拠点の整備及び応急給水資機材の備蓄数量、災害時における調達数量、品目、調達先、輸送方法並びにその他必要事項等を示した応急給水資機材の備蓄並びに調達計画を策定する。 (3) 応急給水資機材の備蓄 ・市は、応急給水資機材の備蓄並びに調達計画に基づき、応急給水資機材の備蓄、更新及びメンテナンスを行う。また、県からの助言及び指導を受け、備蓄体制の整備を促進する。 (4) 応急給水資機材の調達体制の整備 ・市は、応急給水資機材の備蓄並びに調達計画に基づき、当該資機材を有する他の機関と十分協議し、その協力を得る。また、県からの助言及び指導を受け、調達体制の整備を促進する。

表 2-13 1 日当たり目標水量

災害発生からの期間	目標水量	水量の根拠
災害発生から 3 日	3ℓ/人・日	生命維持に最小限必要な水量
災害発生から10日	20ℓ/人・日	炊事、洗面、トイレなど最低生活水準を維持するために必要な水量
災害発生から15日	100ℓ/人・日	通常の生活で不便であるが、生活可能な必要水量
災害発生から21日	250ℓ/人・日	ほぼ通常の生活に必要な水量

2 食料の備蓄並びに調達体制の整備

(1) 食料の備蓄

担当・実施主体	対策内容
危機管理課 住民	ア 基本事項 (ア) 実施主体 市、県及び住民が行う。 (イ) 食料給与対象者 ・ 被災者、避難者及び災害救助従事者とする。 (ウ) 備蓄目標 ・ 地震被害想定調査で想定した「関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点：中央）」によるピーク時避難人口の 3 日分に相当する量を基本の目標とする。市、県及び住民の避難時に持ち出し可能な備蓄食料の内訳は以下に示すとおりである。（ここでいう住民の備蓄食料とは、避難時に持ち出し可能な備蓄食料を意味する。） ① 避難者：市－1.5日分、県－1.5日分（合計 3 日分） ② 災害救助従事者：市－ 3 日分（合計 3 日分） 〔注 住民の備蓄数量は、避難所に避難しないで被災住宅に留まるなどの住民も考えられることから、最低 3 日分の食料の備蓄を目標とする。（推奨 1 週間分）〕 (エ) 品目 ・ 食料は、保存期間が長くかつ調理不要のものとし、ハラル認証食品及びアレルギー物質不使用品等、避難住民の多様なニーズに対応したものとする。 主な備蓄品目の例は以下のとおりである。 ① 主食品……………アルファ化米、缶入りパン等 ② 乳児食……………粉ミルク、液体ミルク、離乳食等 ③ その他の食品……………保存水、缶詰、レトルト食品、カップ麺等 ④ 要配慮者向けの食品……おかゆ、減塩食品等 (オ) 要配慮者への配慮 ・ 幼児や高齢者、障害者等の要配慮者の健康状況には、特別の配慮が必要であるため、口に入れやすさや日常生活に近い食事等についても考慮し、食料の供給体制を整備する。 イ 備蓄場所 ・ 避難所に指定されている施設及び市防災倉庫等を備蓄場所として整備する。 ウ 食料の備蓄計画の策定

	・市は、地震被害想定調査の結果を参考に、以下に示した配給量によって必要数量等を把握の上、食料の備蓄数量、品目、備蓄場所、輸送方法及びその他必要事項等、食料の備蓄計画を策定する。 エ 食料の備蓄 ・市は、ウの食料の備蓄計画に基づき、応急食料の備蓄を行うとともに、住民に対しても各々3日分の居宅での備蓄を促進する。
--	---

表2-14 市備蓄食料の目標数量

供給対象者	設定根拠	供給対象者数	供給食料（1日3食）
避難者	関東平野北西縁断層帯地震 （破壊開始点：中央） 最大避難者：3,162人	3,162人 （うち乳児32人）	14,229食 （うち乳児用142食）
災害救助従事者	市職員	380人	3,420食
合 計		3,542人 （うち乳児32人）	17,649食 （うち乳児用142食）

（注）乳児数は、市人口における0歳児人口の構成比が1%弱であることから、供給対象者数の1%として算出した。

表2-15 1人当たりの配給量

品 目	基 準
米 穀	被災者 1食当たり精米200グラム以内
	応急供給受配者 1人1日当たり精米400グラム以内
	災害救助従事者 1食当たり精米300グラム以内
乾パン	1食当たり1包（115グラム入り）以内
食パン	1食当たり 185グラム以内
調製粉乳	乳児1日当たり 200グラム以内

（2）食料の調達

担当・実施主体	対策内容
危機管理課 産業振興課 協定事業所等	ア 食料の調達計画の策定 ・地震被害想定調査に基づく必要数量等を把握の上、食料の調達数量、品目、調達先、輸送方法及びその他必要事項等、食料の調達計画を策定する。 イ 食料の調達体制の整備 ・アの食料の調達計画に基づき、生産者、農業協同組合、生活協同組合、その他販売業者と十分協議し、その協力を得る。 ウ 食料の輸送体制の整備 ・食料の備蓄並びに調達計画に基づき、生産者及び販売業者及び輸送業者と十分に協議し、市が備蓄並びに調達を行う食料の輸送に関して、業者と協定の締結に努める。 エ 食料集積地の指定 ・輸送及び連絡に便利であり、かつ管理が容易な施設（築物）の中から集積場所を定める。

表 2-16 食料の調達先

名 称	住 所	電 話 番 号
生活協同組合コープみらい	さいたま市南区根岸1-5-5	048-864-1181
生活協同組合連合会コープネット事業連合	さいたま市南区根岸1-4-13	048-839-2493(総務部)
いるま野農業協同組合	川越市今成2-29-4	049-224-1607
関東食品株式会社 埼玉支店	柳戸町7-11	049-285-0013

表 2-17 副食、調味料の調達先

名 称	住 所	電 話 番 号
鶴ヶ島市商工会食品部会・飲食部会	鶴ヶ丘855	049-287-1255
いるま野農業協同組合	川越市今成2-29-4	049-224-1607

3 生活必需品の備蓄並びに調達体制の整備

担当・実施主体	対策内容
危機管理課 産業振興課 協定事業所等	(1) 基本的事項 ア 実施主体 ・原則として市が行い、県はそれを補完する。 イ 生活必需品の給(貸)与対象者 ・災害によって住家に被害を受け、日常的に欠くことのできない生活必需品を喪失又はき損し、しかも物資の販売機構の混乱により、資力の有無にかかわらず、生活必需品を直ちに入手することができない状態にある者とする。 ウ 備蓄目標 ・地震被害想定調査で想定した「関東平野北西縁断層帯地震(破壊開始点：中央)」による、ピーク時避難人口のおおむね3日分に相当する量を県と市で備蓄することを基本の目標とする。 エ 備蓄品目 ・住民の基本的な生活を確保する上で必要な生活必需品の他、避難所での生活が被災者の心身に与える衛生的な影響を最小限に留めるため、避難者のプライバシーに配慮した簡易間仕切りや簡易トイレの衛生用品など、避難所生活を想定した物資等についても備蓄する。 (2) 生活必需品の備蓄計画の策定等 ア 生活必需品の備蓄計画 ・被害想定に基づく必要数量等を把握の上、生活必需品の備蓄数量、品目、備蓄場所、輸送方法並びにその他必要事項等、生活必需品の備蓄計画を策定する。 イ 生活必需品の備蓄 ・アの生活必需品の備蓄計画に基づき、被災者用の生活必需品の備蓄を行う。 (3) 生活必需品の調達計画の策定等 ア 生活必需品の調達計画の策定 ・被害想定に基づく必要数量等を把握の上、生活必需品の調達数量、品目、調達先、輸送方法並びにその他必要事項等、生活必需品の調達計画を策定する。

	イ 生活必需品の調達体制の整備 ・アの生活必需品の調達計画に基づき、生産者及び販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、業者と物資調達に関する契約及び協定の締結、更新に努める。 (4) 生活必需品の輸送体制の整備 ・生活必需品の備蓄並びに調達計画に基づき、生産者及び販売業者及び輸送業者と十分に協議し、市が備蓄並びに調達を行う生活必需品の輸送に関して、業者と協定の締結に努める。
--	---

表 2-18 応急生活物資の調達先

名 称	住 所	電 話 番 号
生活協同組合コープみらい	さいたま市南区根岸1-5-5	048-864-1181
生活協同組合連合会コープネット事業連合	さいたま市南区根岸1-4-13	048-839-2493(総務部)
いるま野農業協同組合	川越市今成2-29-4	049-224-1607
株式会社カインズ	埼玉県本庄市早稲田の杜 1-2-1	0495-25-1001

第 2 項 防災用資機材等の備蓄

担当・実施主体	対策内容
危機管理課	(1) 基本事項 ・防災用資機材を用いて行う救助活動等は発災直後に行わなければならないため、即座に対応が可能な市が備蓄を行う。 ア 実施主体 ・原則として市が行い、県はそれを補完する。 イ 目標数量 ・各避難所の収容人員の計画値を目安とする。 ウ 品目 ① 発電機 ② 仮設トイレ ③ 投光機 ④ テント ⑤ 救助用資機材（バール、ジャッキ、のこぎり等） ⑥ 移送用具（自転車、バイク、担架等） ⑦ 道路、水路、下水道などの応急復旧活動に必要な資機材 エ 備蓄場所 ・防災用資機材を用いて行う救助活動は、発災直後に行うため、即座に利用できるよう分散配置されていることが望ましいことから、避難所となる施設に備蓄するとともに、自主防災組織や自治会単位で備蓄を推進する。 (2) 防災用資機材等の備蓄計画の策定 ・県からの助言及び指導を受け、各避難所の収容人員の計画値に基づく必要量を把握の上、震災時の防災資機材等の備蓄に関する品目、数量、保管場所、輸送方法及びその他必要事項等を示した防災用資機材等の備蓄計画を策定する。 (3) 防災用資機材等の備蓄 ・防災用資機材等の備蓄計画に基づき、震災時の応急活動用の防災資機材等の備蓄、更新及びメンテナンスを行う。

第3項 医療救護資機材、医薬品の備蓄並びに調達体制の整備

担当・実施主体	対策内容
危機管理課 保健センター 協定事業所等	(1) 基本事項 ア 実施主体 ・原則として市が行い、県はそれを補完する。 イ 利用対象者 ・医療及び助産救護活動を行う、県、市が要請した機関とする。 ウ 品目及び目標数量 ・品目は、大きくは災害用医療資機材セット等と軽治療用医薬品とに分類される。必要となる品目及び備蓄量は、地震被害想定調査結果に基づく人的被害の数量を目安として整備する。 エ 備蓄場所 ・保健センターを備蓄場所とする。 (2) 医療救護資機材、医薬品の備蓄並びに調達計画の策定 ・地震被害想定調査結果に基づく人的被害の数量及び現状での医療関連機関におけるストックの状況等を把握し、震災時の医療及び助産活動のための医療救護資機材、医薬品の備蓄並びに調達計画を策定しておく。 (3) 医療救護資機材、医薬品の備蓄 ア (2) の医療救護資機材、医薬品の備蓄並びに調達計画に基づき、震災時の医療及び助産活動のための医療救護資機材、医薬品の備蓄、更新及びメンテナンスを行う。 イ 災害時の医薬品等備蓄施設における、医薬品等の品質の確保について管理責任体制を明確にするよう、自主対策の推進を図る。 (4) 医療救護資機材、医薬品の調達体制の整備 ・(2) の医療救護資機材、医薬品の備蓄並びに調達計画に基づき、医療及び助産活動のための医療救護資機材、医薬品の調達に関し、医薬品卸売業者等との「ランニング備蓄委託」契約を行うとともに、県及び関係業者と十分に協議し、調達体制の整備を行う。

第4項 物資調達・輸送に関する体制の整備

担当・実施主体	対策内容
危機管理課	・あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、国の物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

第5項 物資調達・輸送に関する訓練の実施

担当・実施主体	対策内容
危機管理課	・平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業所等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

第6項 緊急輸送道路の確保

担当・実施主体	対策内容
危機管理課 都市計画課 企業立地・定住推進課 道路建設課 消防団 協定事業所	・緊急輸送道路網を位置付け、関係機関及び住民に周知を図る。 ・災害時の安全を確保するために、沿道建築物の耐震化や落下の危険性のある構造物の改善と指導を行う。 ・消防団及び建設関係団体との協議により、災害時の障害物除去の方策を検討する。

表2-19 都市施設の応急復旧業務の協力要請先

名 称	住 所	電 話 番 号
鶴ヶ島市土木工友会	脚折町5-21-2	049-285-1505

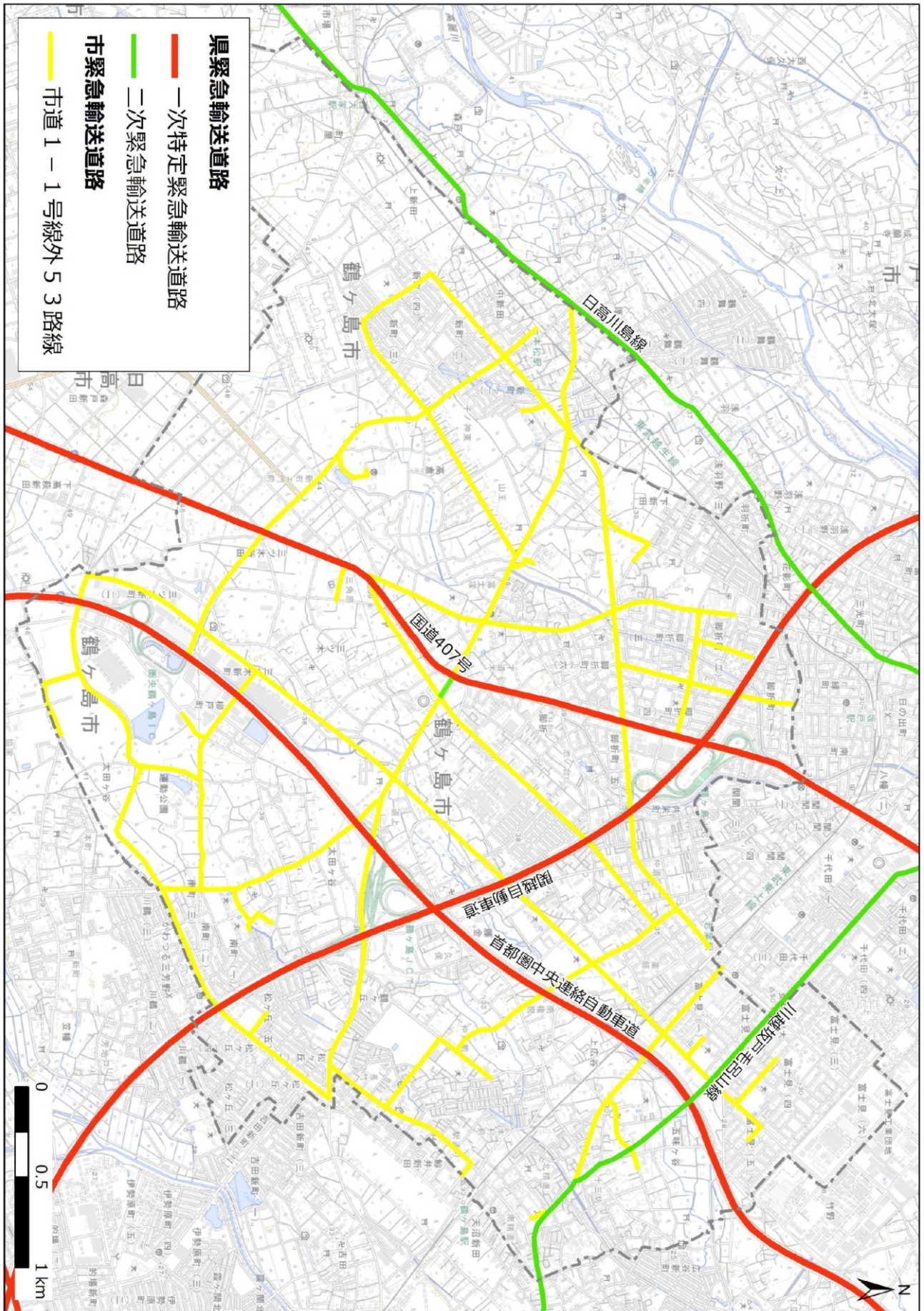
第7項 緊急通行車両の事前届出

担当・実施主体	対策内容
危機管理課	・災害時に緊急輸送車両として使用することが明らかな車両は、県知事又は県公安委員会に対し、平時に緊急通行車両事前届出を行い、届出済証を得ておくものとする。

※資料

- 緊急通行車両事前届出書・緊急通行車両事前届出済書（P資-109）
- 災害時協定締結状況（P資-132）

図 2-3 緊急輸送道路



第10節 火災予防体制の整備

■計画の主旨

本市における常備消防力及び消防水利の現況は以下のとおりである。

関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点：中央）による被害想定では、火災による焼失棟数は20件だが、地震火災は、発災時の気象状況や出火地点の周辺状況によっては甚大な被害をもたらす。地震火災による被害をできるだけ少なくするため、出火防止、初期消火及び延焼拡大の防止のための手段を整備するとともに、住民と行政が行うべき事項の目標や方向を明確にしておくものとし、地震火災予防に関する主な対策を定める。

■計画の体系

項目	内容	実施主体	担当
第1項 出火防止	1 一般火気器具からの出火防止	市・事業所・住民	危機管理課、施設管理者、消防本部、消防団
	2 化学薬品からの出火防止	施設管理者・学校・事業所	危機管理課 施設管理者
第2項 初期消火	1 地域住民の初期消火力の強化	市・自主防災組織・住民	危機管理課、消防本部、消防団
	2 事業所の初期消火力の強化	事業所	危機管理課 消防本部
	3 地域住民と事業所の連携	市・事業所・自主防災組織・住民	危機管理課、消防本部、消防団
第3項	危険物取扱施設の安全化	事業所	消防本部
第4項	消防力の強化	消防本部・消防団	消防本部、消防団

表2-20 常備（消防本部）消防力の現況

種別 組織別	職員数 (人)	消 防 車									救急車	指令車	広報車等	庁用車	搬送車
		指揮車	ポンプ車	タンク車	化学車	はしご車	水槽車	救助工作車	支援車	資機材搬送車					
消防本部	48											2	4	1	1
坂戸消防署	72	1	3			1		1	1	1	2	1	1		
東分署	24		1								1		1		
西分署	23		1								1		1		
鶴ヶ島消防署	37	1	2		1	1				2	2				
計	204	2	7	0	1	2	1	1	1	3	6	3	7	1	1

（令和2年版消防統計）

表 2-21 市内の消防水利の現況

	消火栓	防火水槽					プール	計
		計	20m³未満	40m³未満	40m³以上	100m³以上		
計	1,100	568	7	152	406	3	14	1,682

(令和 2 年版消防統計)

■計画の内容

第 1 項 出火防止

1 一般火気器具からの出火防止

担当・実施主体	対策内容
危機管理課 施設管理者 消防本部 消防団 事業所 住民	・地震時における出火要因として最も大きいものが、ガスコンロや石油ストーブ等の一般火気器具である。地震時には火を消すこと、火気器具周囲に可燃物を置かないこと等の防災教育を積極的に推進する。また、過熱防止機構の付いたガス器具の普及に努める。 ・地震時における一般火気器具からの出火を防止するため、耐震自動ガス遮断装置の一層の普及を図る。また、石油ストーブ等で普及している耐震自動消火装置が管理不良のためタールの付着や異物の混入等により作動しない場合があるため、管理の徹底を図る。 ・阪神・淡路大震災では、電熱器具、電気機器、屋内外配線を出火原因とする火災が発生した。これらの中には倒壊家屋や避難中の留守宅に対して復旧した電気によるものもあると言われており、地震後数日間にわたって新たな出火がみられた。こうした火災の防止のため、過熱防止機能を備えた器具、感震ブレーカー等の一層の普及を図るとともに、地震後は、ブレーカーを落としてから避難するなどの方法の普及啓発を図る。 ・住宅用火災警報器等の設置及びその普及啓発に努める。

2 化学薬品からの出火防止

担当・実施主体	対策内容
危機管理課 施設管理者 学校 事業所	・学校や研究機関等で保有する化学薬品は、地震により落下したり、棚が転倒することにより容器が破損し、混合混触発火、自然発火等の形で出火する危険性がある。 ・混合混触による出火の危険性のある化学薬品は、分離して保管するなど適切な管理を行う。 ・引火性の化学薬品は、出火源となる火気器具等から離れた場所に保管し、化学薬品の容器や棚の転倒防止措置の徹底を図る。

第2項 初期消火

1 地域住民の初期消火力の強化

担当・実施主体	対策内容
危機管理課 消防本部 消防団 自主防災組織 住民	・地震時には、同時多発火災が予想され、消防力にも限界があることから、地域の自主防災体制を充実する必要がある。そのため、地震時に有効に機能するよう自主防災組織の育成と活動の一層の充実を図り、住民による消火器消火、バケツリレー等の初期消火力を高め、消防本部及び消防団等と一体となった地震火災防止のための活動体制を確立する。

2 事業所の初期消火力の強化

担当・実施主体	対策内容
危機管理課 消防本部 事業所	・地震時には、事業所独自で行動できるよう自主防災対策の強化を図る。 ・従業員及び周辺住民の安全確保のために、平素から地震時における初期消火等について具体的な対策計画を作成する。 ・防火管理者選任義務対象の事業所はもとより、選任義務のない小規模事業所についても、職場の組織を機能的に活用して、出火防止に対する職場内の体制を図る。

3 地域住民と事業所の連携

担当・実施主体	対策内容
危機管理課 消防本部 消防団 事業所 自主防災組織 住民	・計画的かつ効果的に防災教育、防災訓練を行い、住民の災害対応力を一層高めていくとともに、家庭、自主防災組織及び事業所等の協力・連携を促進し、地域における総合防災体制を充実強化する。

第3項 危険物取扱施設の安全化

担当・実施主体	対策内容
消防本部 事業所	(1) 消防法危険物取扱施設 - 過去の震災例に基づき消防法及び関係法令が改正され、施設の耐震設計基準が逐次強化されている。しかし、法令基準の適用を受けない小規模施設等が損傷を受けることがある。このため、これらの実態把握に努めるとともに、法令に基づく規制の強化、事業所に対する指導の強化及び普及啓発を図る。 (2) 毒劇物取扱施設 - 毒劇物取扱施設については、その取扱いに係る保健衛生上の危害を防止するために、毒物及び劇物取締法に基づいて、県と協力し、指導を行う。 - 毒劇物はその化学的性質上、万一流出すると被害を相乗的に拡大するおそれがある。このため、これらの実態把握に努めるとともに、配管および貯蔵設備の耐震化等に重点をおき、法令に基づく規制の強化や事業所に対する普及啓発を図る。 (3) 高圧ガス施設 - 過去の震災例に基づき、高圧ガス保安法及び関係法令が改正され、施設の耐震設計基準が年々強化されており、地震に対する構造上の安全策が講じられている。しかし、耐震設計で考慮されている要因以外でこれらの施設が損傷を受けることがある。このため、これらの実態把握に努めるとともに、法令に基づく規制の強化、事業所に対する指導の強化及び普及啓発を図る。 (4) 火薬類施設 - 火薬類は火薬類取締法及び武器等製造法に基づいて、製造、販売、貯蔵、消費及びその他の取扱いが規制されている。しかし、万一、被害が発生した場合にはその影響が大きい。このため、これらの実態把握に努めるとともに、法令に基づく規制の強化や事業所に対する普及啓発を図る。 (5) 新たな危険物等への備え - 半導体、新素材及びバイオテクノロジー等の先端技術産業における対応や、危険物等の流通形態等の変容及び危険物施設等の大規模化・多様化・複雑化に備えた安全対策の検討を進める。

第4項 消防力の強化

担当・実施主体	対策内容
消防本部 消防団	(1) 消防施設及び設備の整備 ・災害発生に伴い消防組合の消防活動拠点として消防体制の充実化を図るべく、消防署、分署及び消防団詰所の改修や適した場所への配置等を整備していくとともに、災害時にライフラインの供給が停止することを想定し、活動に支障をきたすことがないよう、消防力の維持を目的とし設備等を整備する。 ・なお、令和3年5月より「埼玉西部地域消防指令事務協議会」が坂戸・鶴ヶ島消防組合、埼玉西部消防組合、比企広域市町村圏組合及び西入間広域消防組合において設置された。 ・消防指令事務の共同管理により、業務の効率化及び災害発生時の迅速な対応を図る。(令和6年4月運用開始予定) (2) 消防車両及び資機材の整備 ・消防本部は消防力の整備指針に基づく体制を目標とし、火災、救助、救急等の多種多様化していく災害に対応すべく、消防車両及び資機材等を整備し、大規模災害も考慮した緊急消防援助隊に登録する車両の整備も進める。また、地域防災力の要となる消防団の車両及び必要な資機材を整備する。 (3) 消防水利の整備 ・大地震の発生による地盤の震動等により水道に被害が生じた場合、消防水利の中核である消火栓が使用できなくなる可能性があることから、今後、火災の延焼拡大の危険が高い地域や消防活動が困難な地域、指定緊急避難場所周辺等を中心に、耐震性貯水槽や耐震性のある防火水槽などの整備を計画的に進める。 (4) 消防団の充実 ・消防団は、消防本部の活動と連携し、地域の実情に応じて適切に活動することが期待されている。消防団を一層活性化し、災害活動能力をさらに向上させるため、実践的な教育訓練を実施するとともに、地域住民への防災指導に一層努める。 (5) 広域応援体制の整備 ・消防本部は、以下の協定団体機関と協力して広域消防応援体制を整備し、大規模広域災害への備えを強化する。 ・応援側、受入側ともに災害時の活動状況を想定した訓練、準備を十分に行っておく。特に、情報伝達(統制波等の無線使用を含む)、指揮、資機材の共同利用等については具体的な計画を作成しておく必要がある。 ・本市が被災した場合の受援計画について、応援要請、応援部隊の受入及び応援活動等の円滑かつ効率的な運用のため、計画を作成する。

表2-22 非常備(消防団)消防力の現況

	団本部	第一分団	第二分団	第三分団	第四分団	計
定数	32人	12人	12人	12人	12人	80人
団員数	22人	11人	12人	12人	11人	68人
消防車		1台	1台	1台	1台	4台

(令和2年版消防統計)

表 2-23 広域消防応援体制

ア 隣接との消防相互応援協定

協定団体	締結年月日	業務の種類
西入間広域消防組合	昭和55年10月1日	火災・救急・特殊災害
比企広域市町村圏組合	平成28年3月1日	火災・救急・特殊災害
川越地区消防組合	平成20年3月10日	火災・救急
埼玉西部消防組合	平成25年4月1日	火災・救急・特殊災害
埼玉県日高市消防団	平成25年4月1日	火災・集団災害
関越自動車道・首都圏中央連絡自動車道における消防相互応援協定	平成18年1月1日	救急・救助・火災・特別

イ 埼玉県内の消防相互応援協定

名称	締結年月日	業務の種類
埼玉県下消防相互応援協定	平成19年7月1日	災害
埼玉県防災ヘリコプター応援協定	平成3年3月29日	災害

ウ 埼玉県内の消防応援

名称	運用開始	業務の種類
埼玉県特別機動援助隊設置要綱	平成18年7月19日	特殊災害

エ 埼玉県外への消防応援

名称	運用開始	業務の種類
緊急消防援助隊埼玉県大隊応援等実施計画	平成16年12月24日	大規模災害・特殊災害
坂戸・鶴ヶ島消防組合緊急消防援助隊応援等実施計画	平成17年2月1日	大規模災害・特殊災害

オ 他団体との協定

名称	協定団体	締結年月日	業務の種類
坂戸・鶴ヶ島消防組合に配置する水槽車の使用に関する協定	坂戸、鶴ヶ島水道企業団	平成6年4月1日	災害時の給水
自衛隊又は米軍の航空事故及び航空事故に伴う災害が発生した場合の連絡調整に関する協定	埼玉県・埼玉県警察本部・関係市・消防機関・東京防衛施設局・航空自衛隊	平成10年3月20日	事故の通報 被災者の救援活動
鉄道災害における鉄道事業者と消防機関との連携に関する協定	埼玉県 鉄道事業者 埼玉県内消防機関	平成18年12月1日	軌道内及び駅構内の救助・救急事故、火災、火災原因調査
災害時における燃料及び簡易救助器具等の支援協力に関する協定	坂戸・鶴ヶ島防火安全協会	令和2年11月15日	燃料の供給・燃料調理器具一式及び簡易救助器具等の貸与
埼玉県と消防機関及び埼玉DMATの災害時における高速自動車国道等の使用の取扱いに関する協定	埼玉県・埼玉県内消防機関・埼玉DMAT	平成19年11月27日	公務自動車証明書による高速自動車国道等の通行
災害時における消防業務の支援協力に関する協定	坂戸市総合建設業協同組合・ほんね会・鶴ヶ島市土木工友会	平成29年6月19日	重機や大型資機材による支援活動
災害時における消防用水の確保に関する協定	有限会社近藤商店 有限会社廣嶋建材店	平成29年12月20日	コンクリートミキサー車を活用した消防用水の確保
埼玉医科大学国際医療センターのドクターカー運用に関する協定	埼玉医科大学国際医療センター	平成30年3月20日	災害現場において医師等を投入し救命率の向上を図る

カ 受援計画

名称	運用開始	業務の種類
埼玉県緊急消防援助隊受援計画	平成16年12月24日	大規模災害・特殊災害
坂戸・鶴ヶ島消防組合受援計画	平成19年3月15日	大規模災害・特殊災害

※資料

- 埼玉県下消防相互応援協定（P資-68）
- 関越自動車道・首都圏中央連絡自動車道における消防相互応援協定書（P資-71）
- 埼玉県防災ヘリコプター応援協定（P資-82）
- 埼玉県特別機動援助隊設置要綱（P資-84）
- 埼玉県緊急消防援助隊受援計画（P資-87）
- 坂戸・鶴ヶ島消防組合受援計画（P資-99）

第11節 防災知識の普及

■計画の主旨

地震による被害を未然に防止し軽減を図るためには、市及び防災関係機関等による各種の災害対策を推進すると同時に、住民一人一人が地域と生活を自らの手で守る気構えと行動が重要となる。

市及び防災関係機関等は体系的な教育により、住民の災害対応力を高めるとともに、住民が地域を守る一員としての役割を認識し積極的に防災学習を進める環境を整備する。

■計画の体系

項目	内容	実施主体	担当
第1項 住民に対する防災知識の普及		市	危機管理課、健康長寿課、障害者福祉課
第2項 防災対策要員に対する防災教育	1 市職員に対する防災教育	市	危機管理課
	2 防災関係機関職員に対する防災教育	防災関係機関	防災関係機関
第3項 学校における防災教育		学校	学校教育課
第4項 事業所等における 防災教育	1 病院及び社会福祉施設における防災教育	施設管理者	消防本部
	2 宿泊施設における防災教育	施設管理者	消防本部
	3 その他の施設における防災教育	施設管理者	消防本部

■計画の内容

第1項 住民に対する防災知識の普及

担当・実施主体	対策内容
危機管理課	・ 広く住民に向けた防災に関するPR資料を作成、配布し、主に防災知識の普及啓発を図る。PR資料としてはポスター、リーフレット、小冊子、図書及び広報誌等が挙げられ、教育対象に応じた適切な資料を選択して作成、配布する。 ・ 災害についての学識経験者、防災関係機関の担当者及び災害体験者等を講師として招き、講演会・研修会を開催する。
危機管理課 健康長寿課 障害者福祉課	・ 高齢者や障害者等の要配慮者に対しては、障害や必要な援護に対応した学習会、研修などを開催し、防災知識の普及を図る。

第2項 防災対策要員に対する防災教育

1 市職員に対する防災教育

災害発生時に計画及び対策の実行主体となる市職員においては、震災に関する豊富な知識と適切な判断力が要求されるため、以下のような防災教育を行う。

担当・実施主体	対策内容
危機管理課	(1) 防災手引書の配布 ・ 発生時の動員体制、各職員の配置と任務及び活動要領（マニュアル）、災害の知識等を簡潔に示した防災手引書を配布し、周知を図る。なお、防災手引書の作成に当たっては、以下の内容に留意して構成する。 ア 初動参集・動員基準 イ 参集途上の情報収集 ウ 救助、応急手当 エ 初期消火 オ 避難誘導 カ 避難所の開設・運営 キ 災害情報のとりまとめ ク 広報活動 ケ その他必要な事項 (2) 研修会及び講演会等の実施 ・ 学識経験者、防災関係機関の担当者を講師、又は指導者として研修会、講演会等を実施する。

2 防災関係機関職員に対する防災教育

担当・実施主体	対策内容
防災関係機関	・ 各防災関係機関では、災害時の応急対策を実施する要員に対して、所定の目的を達するための防災教育を実施する。

第3項 学校における防災教育

学校における防災教育は、安全教育の一環として学級活動や学校行事を中心に、全教科領域を通じて行う。特に避難、発災時の危険及び安全な行動の仕方について、児童生徒の発達段階に即した指導を行う。

担当・実施主体	対策内容
学校教育課 学校	(1) 学校行事としての防災教育 ・防災意識の全校的な盛り上げを図るため、避難訓練を行うとともに、防災専門家や災害体験者の講演、地震体験車等による地震疑似体験の実施及び県防災学習センターでの体験会等を実施する。 (2) 教科目による防災教育 ・社会科教育や理科教育の一環として、自然災害の発生の仕組み、現在の防災対策、災害時の正しい行動及び災害時の危険等についての教育を行う。 ・地域における防災施設や設備の見学・調査などを通じて、身の回りの環境を災害の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させる。 (3) 教職員に対する防災研修 ・災害時の教職員のとるべき行動とその意義、児童生徒に対する指導要領、負傷者の応急手当の要領、火災発生時の初期消火要領、被災した児童生徒の心のケア及び災害時に特に留意する事項等に関する研修を行い、その内容の周知徹底を図る。

第4項 事業所等における防災教育

事業所等については、消防法に基づいた消防計画を立て、防災教育と防御並びに訓練を実施し、自衛防災組織と技能の向上を図る。事業所の防災担当者は、企業の社会的な位置づけを十分に認識し、従業員に対して防災研修や防災教育を積極的に実施していく。

1 病院及び社会福祉施設における防災教育

担当・実施主体	対策内容
消防本部 施設管理者	・病院及び社会福祉施設では、ひとたび災害が発生すると多くの犠牲を生む危険性があるため、平常時から要介護者の把握、避難誘導の訓練等十分な教育、訓練活動を行う。 ・夜間、休日の発災に備え、近隣住民との共同訓練などにより、平常時より連携を深めておく。 ・日ごろから地震防災応急計画（消防計画）について、従業員、入所者に対して十分な周知を図るとともに防災意識の高揚に努める。

2 宿泊施設における防災教育

担当・実施主体	対策内容
消防本部 施設管理者	・宿泊客の安全を図るためには、発災時の災害情報の宿泊客への周知と、避難誘導が最も重要である。このため従業員に対して、消防設備、避難誘導及び救出・救護等に重点をおいた教育及び訓練を実施する。 ・宿泊客に対しても避難等の災害時の対処について掲示、チラシ等を通じて理解を得る。

3 その他の施設における防災教育

担当・実施主体	対策内容
消防本部 施設管理者	・ 駅及び商業施設等不特定多数の者が使用する施設においては、災害時に避難誘導、情報伝達のほか、各施設の特徴に応じた対策を迅速かつ確実に実施できるよう十分に防災教育及び訓練を実施する。

第12節 防災訓練

■計画の主旨

災害発生時に迅速かつ的確な行動を行うためには、災害時にどのような行動をとるべきか、災害時の状況を想定した、日ごろからの訓練が重要である。防災業務に従事する者の防災実務の習熟と実践的能力の涵養に努めるとともに、関係機関の連携と協力体制を強化し、あわせて防災思想の普及向上を図るため、防災訓練を実施する。

■計画の体系

項目	内容	実施主体	担当
第1項 総合防災訓練		市・防災関係機関・自治会・地域支え合い協議会 自主防災組織・住民	危機管理課
第2項 市及び防災関係機関等が実施する訓練	1 避難訓練	市・防災関係機関・自治会・地域支え合い協議会・自主防災組織・住民	危機管理課
	2 消防機関における訓練	消防本部・消防団	消防本部、消防団
	3 幼稚園、保育所、小学校、中学校、病院及び社会福祉施設等における訓練	施設管理者	危機管理課、施設所管課、消防本部
	4 非常参集訓練	市・防災関係機関	危機管理課 防災関係機関
第3項 事業所、自主防災組織及び住民等の訓練	1 事業所（防火管理者）における訓練	事業所	事業所
	2 自主防災組織における訓練	市・自治会・地域支え合い協議会・自主防災組織	危機管理課、消防本部、消防団
	3 住民の訓練	市・住民	危機管理課、消防本部、消防団

■計画の内容

第1項 総合防災訓練

毎年1回、震度6程度の大規模な地震の発生を想定し、市、防災関係機関及び市民が一体となって、地震後の対策等を取り入れた総合防災訓練を実施する。また、洪水浸水想定区域の指定や風水害が予想される地域で実施する総合防災訓練については、水防訓練を取り入れるなど、地域特性や防災環境の変化に合わせて実施する。これによって、防災関係機関及び市民との緊密な協力体制を確立するとともに、防災訓練の習熟並びに防災意識の高揚を図る。

1 訓練項目

担当・実施主体	対策内容
危機管理課 防災関係機関 自治会 地域支え合い協議会 自主防災組織 住民	・総合防災訓練は、以下のような内容を参考に実施する。また、地域特性や防災環境の変化に対応した訓練も適宜取り入れる。 （1）市を主とするもの ・災害対策本部等の設置運営訓練、災害情報の収集伝達・広報訓練、交通対策訓練、災害現地調査訓練、避難誘導訓練、避難所・救護所運営訓練、応援派遣訓練、道路応急復旧訓練、水防訓練等 （2）防災関係機関を主とするもの ・消火訓練、救出救助訓練、救急救護訓練、災害医療訓練、学校・福祉施設・大型店舗・駅等における混乱防止訓練、ライフライン等生活関連施設応急復旧訓練、救援物資輸送訓練等 （3）自主防災組織・住民等を主とするもの ・初期消火訓練、応急救護訓練、炊き出し訓練、巡回点検訓練、高齢者・障害者等の安全確保訓練、避難訓練、避難誘導訓練等

第2項 市及び防災関係機関等が実施する訓練

市各部局、指定公共機関をはじめとする各防災関係機関は、震災時の対策活動の中心的役割を迅速かつ的確に果たすため、それぞれの業務に応じた訓練計画を作成し、関係機関の連携と住民の保護を目指し、実施していくものとする。

1 避難訓練

担当・実施主体	対策内容
危機管理課 防災関係機関 自治会 地域支え合い協議会 自主防災組織 住民	・地震時における避難情報の発令等の円滑、迅速、確実を期するため、市が中心となり警察、消防及びその他の関係機関の協力のもと、自治会、地域支え合い協議会、自主防災組織及び住民の参加を得て毎年1回以上実施するものとする。

2 消防機関における訓練

消防機関における訓練は以下のように実施する。

実施責任者	実施時期	実施場所	実施内容
消防本部	年度計画に基づく時期	各計画による場所 (所属、県内、県外)	消火・救急・救助・通報等の活動訓練のほか、各種対応調整訓練
消防団	随時	各計画による場所	教養、礼式、消防操法及び救護訓練等の消防業務の全部又は一部を実施する。 分団ごとに団員の召集を行い、機械・器具や消防操法等の訓練を実施する。

3 幼稚園、保育所、小学校、中学校、病院及び社会福祉施設等における訓練

担当・実施主体	対策内容
危機管理課 施設所管課 消防本部 施設管理者	・災害時の幼児、児童、生徒、傷病者、障害者及び高齢者等の災害対応力が弱い施設利用者の生命・身体の安全を図り、被害を最小限に留めるため、施設管理者に対し、防災訓練を実施するよう指導する。

4 非常参集訓練

担当・実施主体	対策内容
危機管理課 防災関係機関	・各防災関係機関は災害時の迅速な職員参集のため、非常参集訓練を実施するとともに、災害時の即応体制の強化に努めるものとする。

第3項 事業所、自主防災組織及び住民等の訓練

災害時に自らの生命及び財産の安全を確保するためには、住民相互の協力のもと自衛的な防災活動を実施していくことが重要であり、日ごろから訓練を実施し、災害時の行動に習熟するとともに、関連する防災関係機関との連携を深める。

1 事業所（防火管理者）における訓練

担当・実施主体	対策内容
事業所	・学校、病院、工場、事業所、大規模小売店及びその他消防法で定められた防火管理者は、その定める消防計画に基づき、避難、誘導方法、避難所の防疫・給水・給食などを折り込んだ応急救助訓練を実施する。 ・地域の一員として、市、消防本部及び地域の防災組織の行う防災訓練にも積極的に参加する。

2 自主防災組織における訓練

担当・実施主体	対策内容
危機管理課 消防本部 消防団 自治会 地域支え合い協議会 自主防災組織	・各自主防災組織は地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び防災関係機関との連携を図るため、市及び消防本部・消防団の指導のもと、地域の事業所とも協調して、年1回以上の組織的な訓練を実施する。 ・訓練項目は、初期消火訓練、応急救護訓練、避難訓練及び高齢者・障害者等安全確保訓練等を主として行う。 ・自主防災組織からの指導協力の要請を受けた防災関係機関は、関連する諸機関との連携を図り、積極的に自主防災組織の活動を支援する。

3 住民の訓練

担当・実施主体	対策内容
危機管理課 消防本部 消防団 住民	・住民一人一人の災害時の行動の重要性に鑑み、市をはじめ防災関係機関は、防災訓練に際して広く住民の参加を求め、住民の防災知識の普及啓発、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努める。 ・住民は、防災対策の重要性を理解し、各種の防災訓練への積極的・主体的な参加、防災教育施設での体験訓練、家庭での防災会議の実施等の防災行動を継続的に実施する。

第13節 要配慮者の安全対策

■計画の主旨

本市における高齢者、乳幼児、障害者、外国人数は表2-24のとおりであり、市全体の人口の約38%を占めている。近年の災害では、高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、傷病者等の災害対応力が弱い者、並びに言葉や文化の違いから特別の配慮を要する外国人等、いわゆる要配慮者が災害の発生時において、被害を受けることが多くなっている。このため、高齢化社会、国際化社会の到来に対応し、要配慮者の防災対策を推進する。

【基本的な考え方】

(1) 地域との協力体制の整備

- ・要配慮者の安全確保は、行政とともに地域の住民が協力し、一体となって取り組む。
- ・公共機関、その他集客施設においては、利用者が要配慮者である場合を想定して、施設の整備や避難誘導計画を策定する。

(2) 対象による配慮

- ・要配慮者の対象毎に、必要な援護を行う。なお、おおむねの区分は以下のとおりである。
 - ① 高齢者、妊産婦及び乳幼児：日常から介護及び保護が必要な者で、必要な援護の内容や方法等について事前の把握が容易な者
 - ② 傷病者及び障害者：傷病や障害により介護及び保護が必要な者で、必要な援護の内容や方法等について事前の把握が困難な者
 - ③ 外国人：地理の不案内、言葉の不自由により、災害時の援護が必要な者

■計画の体系

項目	内容	実施主体	担当
第1項 社会福祉施設等入 所者の安全確保	1 施設管理者の対策	施設管理者	施設管理者
	2 市の対策	市	障害者福祉課 介護保険課
第2項 在宅要配慮者の安 全確保	1 全体計画	市・社会福祉協議会・自治会・地域 支え合い協会・自 主防災組織	危機管理課、地域活動推進課、福 祉政策課、健康長寿課、障害者福 祉課、こども支援課、介護保険課、 保健センター、都市計画課、企業 立地・定住推進課、道路建設課
	2 短期計画	市・自治会・地域 支え合い協会・自 主防災組織	危機管理課、地域活動推進課、福 祉政策課、健康長寿課、障害者福 祉課
第3項 外国人の安全確保	1 全体計画	市	危機管理課、秘書広報課、市民課、 地域活動推進課
	2 短期計画	市	危機管理課、地域活動推進課

表 2-24 要配慮者数

要配慮者数		人数	人口構成比
高齢者（65歳以上人口）		20,167人	28.8%
乳幼児（5歳未満）		2,293人	3.2%
障害者	身体障害者	1,746人	2.4%
	精神障害者	583人	0.8%
	知的障害者	467人	0.6%
外国人		1,573人	2.2%

(令和3年4月1日現在)

表 2-25 社会福祉施設等の現況

施設名	所在地	定員数
特別養護老人ホーム「清光苑」	三ツ木855-1	80人
特別養護老人ホーム「みどりの風鶴ヶ島」	上広谷543-1	140人
特別養護老人ホーム「鶴ヶ島ほほえみの郷」	高倉1059-1	80人
特別養護老人ホーム「鶴ヶ丘の里」	鶴ヶ丘27-7	100人
老人保健施設「鶴ヶ島ケアホーム」	脚折1877	108人

(令和3年4月1日現在)

■計画の内容

第1項 社会福祉施設等入所者の安全確保

1 施設管理者の対策

担当・実施主体	対策内容
施設管理者	(1) 災害対策を網羅した消防計画の策定 - 施設管理者は、大規模な災害の発生を想定した防災計画及び緊急時の職員の初期対応や指揮命令系統を定めたマニュアルを策定し、職員及び入所者への周知徹底を図る。 (2) 緊急連絡体制の整備 ア 職員参集のための連絡体制の整備 - 施設管理者は、災害発生時に迅速に対応するため、電話による緊急連絡網のほか、携帯電話等を用いた一斉メール等を整備し、職員の確保に努める。 イ 安否情報の家族への連絡体制の整備 - 施設管理者は、災害時に、入所者の安否を確認し、職員及び入所者の家族と迅速に連絡がとれるよう緊急連絡網を整備する等、緊急連絡体制を確立する。 (3) 避難誘導体制の整備 - 災害時における避難誘導のため、非常口等避難路を確保し、入所者を所定の避難所への誘導や移送のための体制を整備する。 (4) 施設間の相互支援システムの確立 - 市は、災害時に施設の建物が崩壊、浸水その他の理由により使用できない場合は、入所者を他の施設に一時的に避難させたり、職員が応援するなど地域内の施設が相互に支援できるシステムを確立する。 - 施設等管理者は、これに伴い他施設からの避難者の受入体制の整備を行う。 - また、施設管理者は同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう努める。 (5) 被災した在宅要配慮者の受入体制の整備 - 施設管理者は、災害時、通常の避難所では生活が困難な在宅の高齢者等の要配慮者を受け入れるための体制整備を行う。 (6) 食料、防災資機材等の備蓄 - 入所施設の管理者は、以下に示す物資等を備蓄しておくものとし、市はこれを指導する。 【備蓄物資（例示）】 ① 非常用食料（介護食等の特別食を含む）（3日分以上） ② 保存水（3日分以上） ③ 常備薬（3日分以上） ④ 介護用品（おむつ、尿とりパッド等）（3日分以上） ⑤ 照明器具 ⑥ 熱源 ⑦ 移送用具（担架・ストレッチャー等）

	(7) 防災教育及び訓練の実施 - 施設管理者は、施設職員及び入所者に対し、防災に関する普及・啓発を定期的に実施するとともに、各施設が策定した防災計画について周知徹底し、消防署や地域住民等との合同防災訓練、夜間や職員が少なくなる時間帯などの悪条件を考慮した防災訓練を定期的に実施するものとし、市はこれを促進する。 (8) 地域との連携 - 施設管理者は、災害時の入所者の避難誘導、又は職員が被災した場合の施設の運営及び入所者の生活の安定について協力が得られるよう、平時から、近隣の自治会やボランティア団体等との連携を図っておく。 - 災害時の災害ボランティアの派遣要請等の手続きが円滑に行えるよう、市との連携を図っておく。 (9) 施設の耐震対策 - 施設管理者は、震災時における建築物の安全を図るため、必要に応じ耐震診断、耐震改修を行う。
--	--

2 市の対策

担当・実施主体	対策内容
障害者福祉課 介護保険課	(1) 連絡体制の整備 - 社会福祉施設等を支援するために、あらかじめ連絡体制の整備などを行う。 (2) 地震対策を網羅した消防計画の策定 - 計画及びマニュアルの策定、職員及び入所者への周知徹底を指導する。 (3) 施設間の相互支援システムの確立 - 災害時に施設の建物が崩壊した場合は、入所者を他の施設に一時的に避難させたり、職員が応援するなど地域内の施設が相互に支援できるシステムを確立する。 (4) 社会福祉施設等の耐震性の確保 - 施設管理者が震災時における建築物の安全を図るため、必要に応じて耐震診断、耐震改修を行うよう指導する。

第2項 在宅要配慮者の安全確保

1 全体計画

担当・実施主体	対策内容
危機管理課 地域活動推進課 福祉政策課 健康長寿課 障害者福祉課 こども支援課 介護保険課 保健センター	(1) 在宅の避難行動要支援者の避難支援 ア 避難行動要支援者の範囲の設定 - 市は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者の範囲について、要件を設定する。 イ 要配慮者の把握 - 市は、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、関係部局で把握している要介護高齢者や障害者等（要配慮者）の情報を集約する。

都市計画課 企業立地・定住推進課 道路建設課 社会福祉協議会 自治会 地域支え合い協議会 自主防災組織	・難病患者に係る情報等、市で把握していない情報のうち、避難行動要支援者名簿の作成のために必要があると認められる情報については、県等に対し、情報提供を積極的に求め、取得する。 ●高齢者や障害者等の避難能力の判断に係る着目点 ① 警戒や避難指示等の災害関係情報の取得能力 ② 避難そのものの必要性や避難方法等についての判断能力 ③ 避難行動を取る上で必要な身体能力 ・要介護状態区分や障害支援区分等の要件に加え、地域において重点的・優先的支援が必要と認める者が支援対象から漏れないよう、きめ細かく要件を設ける。 ・同居家族の有無なども要件の一つになり得るが、同居家族がいることのみをもって機械的に避難行動要支援者から除外することは適切でないため、実情に合う形で支援対象が絞れるよう、把握に努める。 ウ 避難行動要支援者名簿の作成 ・避難行動要支援者に係る避難の支援、安否の確認、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿（「避難行動要支援者名簿」）を作成する。 ・名簿に記載する者の範囲及び記載事項は以下のとおりとする。 ●避難行動要支援者名簿の記載範囲 生活の基盤が自宅にある方のうち、以下の要件に該当する方 ① 身体障害者手帳１・２級の第１種を所持する身体障害者（心臓、腎臓機能障害のみで該当する方は除く） ② 療育手帳Ａ・Ａを所持する知的障害者 ③ 精神障害者保健福祉手帳１・２級を所持する方で単身世帯の者 ④ 介護保険で要介護３～５の認定を受けた方 ⑤ 障害福祉サービスを利用している難病患者 ⑥ 上記以外で、市長が支援者の必要があると認めた方 ●避難行動要支援者名簿の記載事項 ① 氏名 ② 生年月日 ③ 性別 ④ 住所又は居所 ⑤ 電話番号その他の連絡先 ⑥ 避難支援等を必要とする事由 ⑦ 前各項目に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項 エ 避難行動要支援者名簿等の更新 ・在宅の避難行動要支援者の「名簿」あるいは「避難行動要支援者マップ」等の更新を毎年行い、在宅の避難行動要支援者の所在、緊急連絡先等を把握する。 オ 避難行動要支援者名簿の活用 ・平常時から避難行動要支援者の同意を得て、避難支援等関係者（消防機関、警察署、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、自治会、地域支え合い
--	--

協議会、自主防災組織等）へ名簿情報を提供する。

- ・発災時に円滑かつ迅速な避難支援に結びつけるよう、市は、名簿情報を提供することの趣旨や内容を説明するなど、名簿への登載について、避難行動要支援者等に働きかける。

カ 避難支援等関係者の安全確保の措置

- ・避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることを大前提とし、避難支援等関係者が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮する。
- ・避難行動要支援者に対しても、「避難支援等関係者等は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあること」も含め、制度を正しく理解してもらうよう周知に努める。

キ 避難行動要支援者名簿情報の適正管理

- ・避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、市において適切な措置を講ずるよう努める。

ク 個別避難計画の策定

- ・福祉関係課、市社会福祉協議会及び関係者・関係団体、自主防災組織等の協議により、避難行動要支援者を支援する個別避難計画の策定に努める。

(2) 情報伝達体制の整備

- ・災害時における的確かつ迅速な救助活動を行うため、一人暮らしの高齢者等を対象に設置している緊急時通報システム（消防本部への出動要請）を活用する。
- ・聴覚障害者に対して、市防災行政無線（固定系）の文字表示機能付き戸別受信機の設置を推進する。
- ・市メールマガジン及び県防災情報メール配信の登録を促進する。

(3) 防災基盤の整備

- ・路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いす使用者にも支障のない出入口のある避難地の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等、要配慮者を考慮した防災基盤整備を促進する。
- ・市及びその他の公共機関は要配慮者の避難誘導を想定した避難誘導計画の策定や施設整備を行うものとし、その他の集客施設における取組を促進する。

(4) 要配慮者に配慮した避難所運営体制等の整備

- ・聴覚障害者や高齢者等への災害情報の伝達を効果的に行うための文字放送テレビやファクシミリの設置、要配慮者等を考慮した生活救援物資の備蓄及び調達先の確保など、要配慮者等に対して避難所での良好な生活環境が提供できるよう避難所の運営計画を策定する。

(5) ヘルプカード（防災カード）の普及

- ・要配慮者への効果的な救援・援護を行うため、要配慮者が援助を必要としている内容がわかるヘルプカード（防災カード）を普及させる。

(6) 防災教育及び訓練の実施

- ・広報誌、パンフレット、チラシなどにより、災害に関する基礎的知識の普及・啓発を行う。
- ・防災訓練等を実施するに当たっては、避難行動要支援者と避難支援等関係者

	の参加を求め、情報伝達、避難支援等について実際に機能するか点検しておくよう努める。 (7) 地域との連携 ア 役割分担の明確化 ・市内の避難所や病院、社会福祉施設、介護事業所等の社会資源を明らかにするとともに、その役割分担を明確にし、日常から連携体制を確立する。 イ 社会福祉施設との連携 ・災害時に介護等が必要な被災者を速やかに施設入所できるよう、日常から社会福祉施設等との連携を図る。 ・災害時には、被災者に対する給食サービスや介護相談など施設の有する機能の活用も図る。 ウ 見守りネットワーク等の活用 ・高齢者、障害者等に対する近隣住民、民生委員・児童委員及びボランティアによる安否の確認などの見守りネットワーク等を活用し、災害時におけるきめ細かな支援体制を確立する。 (8) 相談体制の確立 ・災害時、被災者からの相談に的確に対応できるよう日常から相談体制を整備する。 ・被災により精神的なダメージを受けた被災者に対してメンタルケア等が実施できるよう、医師、看護師、保健師、教育関係者、福祉関係者、ソーシャルワーカー等の専門職員を確保する。また、必要に応じて災害派遣精神医療チーム（DPAT）を県に要請する。
--	---

2 短期計画

担当・実施主体	対策内容
危機管理課 地域活動推進課 福祉政策課 健康長寿課 障害者福祉課 自治会 地域支え合い協議会 自主防災組織	・在宅の避難行動要支援者の「名簿」あるいは「避難行動要支援者マップ」等の更新を毎年行い、ヘルプカード（防災カード）の普及等を推進する。 ・福祉関係課及び関係者・関係団体、自主防災組織等の協議により、要配慮者を支援する個別避難計画の策定に努める。

第3項 外国人の安全確保

1 全体計画

担当・実施主体	対策内容
危機管理課 秘書広報課 市民課 地域活動推進課	(1) 外国人の所在の把握 ・災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い、円滑な支援ができるよう、外国人の人数や所在の把握に努める。 (2) 防災基盤の整備 ・避難所や避難道路の表示等の災害に関する案内板について、外国語の併記表示を進め、外国人にも分かりやすい案内板の設置に努める。 ・案内板のデザインの統一化について検討を進める。 (3) 防災知識の普及・啓発 ・日本語を理解できない外国人に対して外国語による防災に関するパンフレットを作成し、外国人との交流会や外国人雇用事業所等、様々な交流機会や受入れ機関などを通じて配布を行い、防災知識の普及・啓発に努める。 ・広報誌やガイドブック、市ホームページ等の広報媒体を利用して、生活情報や防災情報などの日常生活に関わる行政情報についての外国語による情報提供を行う。 (4) 防災訓練の実施 ・平常時から外国人の防災への行動認識を高めるため、外国人を含めた防災訓練を積極的に実施する。 (5) 通訳・翻訳ボランティアの確保 ・外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるように外国語通訳や翻訳ボランティアなどの確保を図る。

2 短期計画

担当・実施主体	対策内容
危機管理課 地域活動推進課	・外国人の参加による防災訓練の実施及び通訳・翻訳ボランティアの確保を図る。

第14節 風水害等の予防

■計画の主旨

昭和49年からの本市の風水害に関する記録によれば、台風、集中豪雨などにより計25回の災害が発生している。特に昭和57年には床上あるいは床下浸水が3回、昭和63年と平成2年には床下浸水が2回、平成3年には床下浸水が1回発生するなど被害があった。また、近年では令和元年の台風第19号（令和元年東日本台風）により床下浸水11件、その他屋根損壊等11件のほか、道路被害、学校・公共施設被害も多数発生した。その後も台風、大雨による床下浸水及び道路冠水の被害が発生しているが、避難を要する水害には至っていない。

雨水幹線（公共下水道）の整備により、浸水被害の発生はきわめて少なくなったが、異常気象による集中的な豪雨など、新たな気象の変化もあり、風水害等の予防として、恒常的な道路冠水箇所の改善や小河川沿いにおける多量の降雨による河川の氾濫、低地の浸水等に対する対策を講じる。

■計画の体系

項目	内容	実施主体	担当
第1項 雨水施設等の整備	1 雨水幹線等及び水路の整備	市	都市計画課、企業立地・定住推進課、道路建設課、坂戸、鶴ヶ島下水道組合
	2 公共下水道の整備	市	都市計画課、企業立地・定住推進課、坂戸、鶴ヶ島下水道組合
第2項 水害危険区域の把握		市	危機管理課、道路建設課
第3項 水防用資機材の整備		市	道路建設課

■計画の内容

第1項 雨水施設等の整備

本市域においては、流域の都市化の進展に伴い、水路の浸水発生の危険性が大きくなっていることから、今後ともより一層下水道の整備を促進する必要がある。

1 雨水幹線等及び水路の整備

担当・実施主体	対策内容
都市計画課 企業立地・定住推進課 道路建設課 坂戸、鶴ヶ島下水道組合	・ 浸水被害を防止するため、雨水幹線（公共下水道）の計画的な整備、適切な管理を推進する。また、市街地の雨水排除の機能を高めるため、雨水管等の整備を推進する。 ・ 水路や排水路について、適切な改修、維持管理を行う。

2 公共下水道の整備

担当・実施主体	対策内容
都市計画課 企業立地・定住推進課 坂戸、鶴ヶ島下水道組合	・ 市街地の雨水排除の機能を高めるため、公共下水道（雨水管）の整備を促進する。

第2項 水害危険区域の把握

担当・実施主体	対策内容
危機管理課 道路建設課	・ 水路等の増水による家屋浸水や道路冠水等の被害の軽減を図るため、住民とともに水害の実態や危険区域を把握し、大雨による浸水（内水氾濫）の被害が想定される区域や避難場所等に関する情報を示した内水ハザードマップを作成、更新し、住民と情報を共有するとともに、浸水、冠水箇所の改善を図る。

第3項 水防用資機材の整備

担当・実施主体	対策内容
道路建設課	・ 水害時の水防活動に必要な水防資機材を整備し、その維持、管理に努める。 ・ 水防用資機材の整備に関しては、「第2章 第9節 第2項（3）防災用資機材等の備蓄」を準用する。

第15節 その他の予防対策

■計画の体系

項目	内容	実施主体	担当
第1項 帰宅困難者対策		市・事業所	危機管理課
第2項 遺体の埋・火葬対策		市	危機管理課 広域静苑組合
第3項 防疫対策		市	生活環境課
第4項 応急住宅対策		市	都市計画課、企業立地・ 定住推進課
第5項 文教対策		市	学校教育課、校長等
第6項 がれき処理等廃棄物対策		市	生活環境課

■計画の内容

第1項 帰宅困難者対策

関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点：北）の被害想定では、本市において最大6,041人の帰宅困難者が発生すると予測している。また、本市においても他市町村から通勤、通学等で市内に滞在する人がいるため、鉄道をはじめとする公共交通機関の運行停止により、駅等では帰宅できない駅前滞留者の発生が想定される。

帰宅困難者に対しては、帰宅が困難となった場合の啓発を進めるとともに、情報提供や徒歩帰宅の支援を検討する。

※ 帰宅困難者とは、地震などの大規模災害が発生した場合、鉄道やバス等の交通機関の運行が停止すること等のため、外出先で足止めされることとなる。徒歩により自宅に帰ろうとした場合、自宅までの距離が長距離であるために帰宅が困難となる者をいう。

担当・実施主体	対策内容
危機管理課 事業所	（１）住民への啓発 ・「自らの安全は自ら守る」ことを基本とし、以下の点を実行するよう啓発する。 ① 徒歩帰宅に必要な装備（帰宅グッズ）の準備、家族との連絡手段、徒歩帰宅経路の事前確認 ② 災害時の行動は、状況を確認して、無理のない計画を立案、実施する ・災害用伝言ダイヤル171や災害用伝言板等を利用した安否等の確認方法についてのPRを行う。 （２）企業等への要請 ・職場や学校あるいは、大規模集客施設などで帰宅困難となった従業員や顧客等に対し適切な対応を行えるよう、以下の点を要請する。 ① 施設の安全化、帰宅困難者対策計画の策定、水、食料や情報の入手手段の確保 ② 施設の安全化、災害時のマニュアルの作成、保存水、食料や情報の提供、

	仮泊場所等の確保 (3) 徒歩帰宅の心得 7 カ条 ・大地震が発生した直後の「むやみに移動を開始しない」の行動ルールとともに、日ごろから帰宅経路の実施や職場にリュックとスニーカーを準備するなどを内容とする「徒歩帰宅の心得 7 カ条」の普及を図る。 (4) 一時滞在施設の確保 ・市、県、鉄道事業所は、災害の発生により、鉄道等が運行停止し、駅周辺に滞留者が発生した場合を想定し、駅周辺の混乱を防止し、帰宅が可能となるまで待機場所がない者を一時的に滞在させるための施設（一時滞在施設）を確保する。 ・一時滞在施設は、公共施設や民間施設を問わず、幅広く安全な施設を確保する。また、必要に応じ、保存水、食料等の物資を備蓄するよう努める。 (5) 帰宅困難者対策の検証 ・交通途絶状態を想定した徒歩帰宅訓練を実施することにより、住民・事業所への啓発のほか、関係機関、鉄道事業所等との連携を図るとともに、帰宅困難者に対する総合的な支援方策を検証・検討する。
--	--

第 2 項 遺体の埋・火葬対策

担当・実施主体	対策内容
危機管理課 広域静苑組合	・遺体収容所として予定する寺院等との協定の締結を進める。 ・震災時に棺、ドライアイス等の埋・火葬資材が不足する場合、あるいは火葬場の処理能力を超える遺体処理の必要が生じた場合に備えて、あらかじめ関係業者あるいは他の市町村との協定を締結する等の事前対策を進める。

第 3 項 防疫対策

担当・実施主体	対策内容
生活環境課	・県の組織に準じて組織表を作成し、被害の程度に応じ迅速かつ適切に防疫ができるよう動員計画及び必要な資材の確保計画を樹立する。 ・災害時に県及び自衛隊の応援を得られるように協力体制を整備する。

第 4 項 応急住宅対策

担当・実施主体	対策内容
都市計画課 企業立地・定住推進課	・以下の点を明記した応急仮設住宅の設置計画等を策定する。 ① 応急仮設住宅の着工時期 ② 応急仮設住宅の入居基準 ③ 応急仮設住宅の管理 ④ 要配慮者に対する配慮

表 2-26 民間賃貸住宅の提供支援の協力要請先

名 称	住 所	電 話 番 号
公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会 埼玉西部支部	川越市脇田本町14-20 遠藤ビル3F	049-265-6390

第 5 項 文教対策

震災時において、幼児、児童、生徒及び学生の生命及び身体の安全と教育活動の確保に万全を期すため、事前計画を策定する。

担当・実施主体	対策内容
学校教育課	・所管する学校を指導及び支援し、災害時の教育活動を確保するための応急教育計画の策定をはじめとする応急教育に関する事前対策を推進する。 ・教材用品の調達及び配給の方法については、市教育委員会並びに学校において、あらかじめ計画を立てておくものとする。 ・私立学校に対しては、公立学校の例に準じて計画を作成するよう同様に指導及び支援していくものとする。
校長等	・学校の立地条件などを考慮した上、常に災害時の応急教育計画を樹立するとともに、指導の方法などにつき明確な計画を立てる。 ・校長は災害の発生に備えて以下のような措置を講じなければならない。 ① 市防災計画における学校の位置付けを確認し、学校の役割分担を明確にするとともに、災害時の対応を検討して、その周知を図る。 ② 児童・生徒等への防災教育や避難訓練の実施及び災害時における保護者との連絡方法等を検討して、その周知を図る。 ③ 教育委員会、警察署、消防本部、消防団及び保護者への連絡網及び協力体制を確立する。 ④ 勤務時間外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知する。 ⑤ 学校においては、不時の災害発生に対処する訓練を行うものとする。

第6項 がれき処理等廃棄物対策

衛生環境の保全のため、鶴ヶ島市災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物を適切に処分する体制を整備する。また、生活ごみ及びし尿の回収体制を発災直後から継続又は再構築する体制を整備する。

担当・実施主体	対策内容
生活環境課	(1) 災害廃棄物の仮置場候補地の選定 ・あらかじめ災害廃棄物の発生量の推計値及び既存施設での災害廃棄物の処理可能量を把握しておき、発災後、災害廃棄物の発生量又はその見込み量等に応じて仮置場を開設する。 ・仮置場として利用可能なオープンスペースを把握し、候補地の選定や利用方法の検討等により、直ちに仮置場が開設できるように準備をしておく。 ・仮置場の確保は平時に選定した仮置場が基本となるが、水没等による仮置場へのアプローチの途絶等の被害状況や発災後の復旧作業の進捗による災害廃棄物の種類の変化に応じて、見直しができるように選定場所以外の候補地の把握に努める。 (2) 災害廃棄物等の適正処理の体制の確保 ・仮置場での保管に際して、廃棄物が混合状態にならないよう分別排出、分別仮置きのための住民への広報や仮置場内での運営の体制を検討する。 ・仮置場を管理・運営するために必要となる資機材・人員を発災後確保できる体制を整備する。 ・応急対応時においても、今後の処理や再資源化を考慮し、可能な限りごみの選別を行うため、住民等の協力を得られるよう広報体制や人員・資機材配置を検討する。 (3) 生活ごみ及びし尿の適正処理の体制確保 ・避難所ごみを含む生活ごみは、仮置場に搬入せずに既存の施設において処理を行う体制とする。 ・生活ごみ及び災害用トイレ分を含むし尿の収集・運搬体制は、被災後も継続して実施する体制を整備する。 (4) 広域連携による廃棄物処理 ・災害時に人員・機材・処理能力が不足することに備え、他の地方公共団体や民間の廃棄物処理業者との間で協力関係を結ぶ等、広域的な対応の在り方をあらかじめ検討する。 ・災害廃棄物の分別排出・収集・運搬等に関する災害廃棄物処理について、計画の見直しを行う。 ・ボランティア、NPO法人等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と協議し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

※資料

●災害時協定締結状況（P資-132）